

第八回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

(三三三)

昭和二十五年七月三十日(日曜日)午前
十時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○地方税法(内閣提出・衆議院送付)

○飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方行政改革に関する調査の件

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。地方税法案の審議を続行いたします。

○西郷吉之助君 私に岡野國務大臣に伺いたいと思ひますが、この地方税法案はいよいよ切迫して来て討論、採決の時期になつて来たのですが、この法案を審議する上この間から誰かが質問して問題になつておりました。が、災害復旧事業は二十五年全額国庫負担してありますが、二十六年はどうかというところが未決定で、問題はそれがどうなるかは地方財政の上非常に重大な要素をなすので、今回の地方税法案は相当大幅の増税でもございまして、若し万が一にもこれが二十五年限りということになつて、二十六年におきましては又もとのように国と地方が分担してやるといふことになりまして、それだけ地方の財政が膨脹せざるを得ないといふことにもなりますので、今回の地方税法案が非常な増税であるといふ点に鑑みて、これを担当しておられるところの地方自治庁長官としての岡野さんは、その点をどういふふうにお考えであるかといふことを承わりたい。

○國務大臣(岡野清豪君) 西郷委員の御質問にお答え申し上げます。これはたびたび私からも申し上げた通り、又西郷委員の非常に御心配下すつておることは私も同感いたして、心配しておる次第でございます。その点につきまして、曾て申し上げました通りに、あれは一応の方針でございまして、これから予算の編成をするためには、シャープ、ミッシヨンも今晚着くことになりましたし、いろいろ相談しなければならぬことになりました。まだ実際の点は未決定でございます。併し私といたしましては、西郷委員の仰せの通りに考えておりました、できるだけ善処したいと思ひますが、若し万一、そういうことがどうなるか分りませんけれども、あの實現が困難だといふようなことでもあるとすれば、いろいろ外に方法があると思ひます。それは例えて申しますれば、起債の枠をうんと殖すとか、或いは又平衡交付金をどうするか、例示でございまして、又地方の方面で、これは経費のことも、私は経費の節約をしなればならぬと思つておりますけれども、如何しようの点において経費の節約をするかといふことも、まだはつきりしていませんが、そういう点も又あると思ひます。いづれにいたしましても、西郷委員の御心配の通り私も心配しております。その点において同じ方向に向つて、これに対して私は國務大臣として、できるだけ努力をして行きたい。こう考えておりますから御了承願ひます。

○西郷吉之助君 是非大臣において、その点を十分今後努力して頂きたいと思ひます。その内容の点におきまして、正確に覚えておりませんが、たしか一件十五万円以下のものは、二十五年においても、これは国庫負担になるというふうなことであつたと思うので、その点はやはり今後の方針を決める上に、非常に勘案すべき点であらうと思ひます。そういう点もありますので、それらの点を十分御研究の上、一つは是非二十六年以降には、我々も本年度同様やつて頂きたいといふことを要望して、この点はこれで打切つておきます。

○相馬助治君 前に私が小野政務次官に質問した中に、附加価値税の問題について、政府としては将来考慮して行きたいという発言があることは大臣も御承知だと思ひますが、要するに府県税たる附加価値税が、世界どこの国でもまだやつたことがなくて、税制学者の間でも、非常に問題があるといふようなことも聞いております。いろいろな点から問題になつてゐることは大臣もよく知つていられると思うのです。そこでこの二ヶ年間これが停止されてゐる間に十分この附加価値税を止めたについて、政府はやはり研究を進められて、必要とあらば修正案を出す用意がなくてはならない。こういう意味で私は政務次官に質問したのでありますが、十分考えて行きたいといふ答弁であつたのでありますが、大臣もこの言葉を裏書されると信じますが、さよ

う了解して置いてよろしいですか。

○國務大臣(岡野清豪君) 相馬委員にお答え申し上げます。政務次官の申し上げました通りに私も考えております。

○相馬助治君 分りました。

○小笠原三男君 文部大臣お忙しいようですが簡単に昨日の速記を見て食違つてゐる点と、確認して置きたい点についてお答え願ひたいと思ひます。

昨日新制大学の設置費に関する寄付金の問題で、西郷委員からの質問がありましたが、文部大臣の最初の御答弁は、大学経営維持のために、地方から寄付を求めるといふことは、教育上差支えないやの御答弁がありましたが、これに対して、重ねて岡野大臣にお伺いしたところ、岡野大臣の答弁は、文部大臣には気の毒であるけれども、地方財政にこの法を考へて頂かなければならぬといふような所見の御答弁がありましたが、それについて文部大臣、重ねての御答弁では、甚だ申訳ないが今度の税制の話をしているのだから、岡野大臣の言われたところが誠に適當と思ひます。と御答弁になつておられるのであります。そこでその誠に適當でありましてといふことは、これに同調するのかがどうかといふことに疑義があるのかで、西郷委員が又質問したのに答えて、三百億は税を以て賄ひ、ただ百億といふものが残るといふだけのことなんでしょうから、何も岡野大臣の言われた

ところと意味において矛盾しないと思ひます。内容においては岡野大臣と同様に考えておるのである。こういうお話でありました。それでこの御答弁を仔細に検討して見るといふと、岡野大臣の言われることといふのは、これは新規の三百億、或いは百億の予定されてゐる寄付以外に、国で寄付金を取るということとは資料の数字には載つていないんだから、別個の問題なのだから、そういうことは不適当であるといふ意味の筋合で、文部大臣にはお氣の毒であるがといふお話であつたように思ひます。

ところが天野文部大臣の方は三百億といふ税の中で賄われてゐる分もあれば、百億の寄付といふものも認められてゐるのであるから、新制大学の寄付を認めるといふことは、この範圍において矛盾しないのだ。だから岡野大臣の御答弁と同様であるといふふうな意味合の御答弁ではないかと思ひます。そこは非常に大きな食違ひなのであつて、国がいよいよ新制大学の設置のための寄付を認めてゐるのは、今回の千九百億円の枠内になつてゐるのである。そこで岡野大臣の御答弁と同様であるといふ意味は、結局結論としては、國はこうしたことにおいて寄付を取れないといふ答弁になるのであります。それで、そう考へてよろしいのかどうか、はつきりお答え願ひないで地方財政に直ちに影響ある問題なのでありますから、御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は三百億といふものも寄付といふ言葉で初め言

つたのですけれども、それが併し地方
税で以て今度賄われるということであ
れば、寄付というのを言うのは不適
当なものですから、そういう意味で寄
付をこちらから求めるといふことは
ないので、自発的のものだけに限ると
いう意味において、岡野国務大臣の言
われるところと一致するのではないか
と考えるのであります。

○小笠原三男君 そうなりますと、
過去において大学設置に当つて一つの
認可の要件として、金が地方からど
れだけ出せるかということ認可を與え
た。それは結局金を出すことを国とし
て過去においては肯定しておつたわけ
なんです。ところがそれは年度継続事
業として地方は金を出すのですから、
新規に二十五年に、新税法が通過し
ますと、これは直ちに過去のそれ
が引継がれて、この地方財政法の寄
付行為の禁止の問題に触れて来るん
です。結局割当てして寄付をとつてお
るのですから……、これは精神的な圧迫
を感じない寄付、そういう意味合の寄
付を除く強制であろうがなからうが、
精神的な負担を感じるものは全部いけ
ないという広範の解釈をするのだと
いうことが昨日の答弁にあるので、こ
の寄付を求める、或いは求めようと国
がしなくては、地方自体においてそ
ういう操作をすることを、国としては
許しておけない建前になつて行くので
あります。これに對しての措置を文部
大臣がお考えにならない限り、必ずや
地方財政を圧迫することは間違いない
のであります。それで今後どういふ
ふうに岡野大臣の昨日言われたこと
の精神を活かす意味において、文部大
臣にお氣の毒であるけれども善処を願

うということをして、どう活かされて行く
のか、お伺いしたいと思ひます。

○岡野大臣(天野貞祐君) 私は今岡野
国務大臣の言われた御精神に同感で、
それで行かなくちやいけないのだから
と思ひます。寄付を仰いで学校をやつ
て行くのじやいけない。併し個々の
場合あなたのおつしやることは専ら
私は義務教育に關することだと思ひま
す。

○小笠原三男君 新制大学の方で
開しては問題ないだろうと思ひます
が、新制大学のことにありますといふ
と、やはり従来こういう條件の下に認
可したということがありますから、こ
れをやはり一々の場合について検討し
ないと言えないだろうけれども、方針
としては岡野国務大臣の言われた方針
で進むべきものだと私は考へておりま
す。

○小笠原三男君 その方針で進むべ
きものだと考へるといふことは、国に
おいて新制大学設置に關する今後の費
用を持つように努力し、予算化に努め
ると、こういうふうには了解してよろし
うございませうか。

○岡野大臣(天野貞祐君) 私はそれで
よいと思つております。その方針
で……。

○小笠原三男君 そうなりますと池
田大蔵大臣にお伺いしたいのでありま
す。只今論議しておるのは、六十
七で新制大学は誠に貧弱な校舎設
備を持ち、或いは敷地を持つておるが
ために、その認可に當つて地方から
の、自治団体或いは住民等の寄付を大

幅に求めて大学を建設すると、こうい
う建前であつたのであります。ところが
これが今回の地方財政法の強制的な
寄付行為の禁止の條項に觸れること
は、先程の論議で明瞭になつて来た
のであります。国がその分を見るよ
うに今後措置して頂けるかといふこと
に對して、天野文部大臣は、努力した
といふことを申しておられたのであ
ります。大蔵大臣としまして今後
そうした経費を地方において強要しな
いように、国立大学の名にかけて、国
でこれらの経費を捻出して頂くといふ
ことについて、どう考へになつてお
られるか、お伺いしたいのでありま
す。

○岡野大臣(池田勇人君) 国の財政の
許す限りにおきましては、そういうも
の経費を盛つて行く考へでおりま
す。併し出発点といふものでは或る程
度の経費を予想しておるといふことは
御話の通りであります。寄付の集め
方を地方税法で今後いたす……、強制
的にあらず、任意におやりになればこ
れは差支えないと思ひます。

○小笠原三男君 それでは岡野大臣
にお伺いしますが、任意に寄付云々と
いふことですが、精神的な負担を感じる
寄付行為自体が、この條項に觸れる
のだといふことは、再三御答弁があつ
たのであります。今において五千万
なり一億なりといふものを、県内にお
いて募集するといふこと自体が非常に
困難なために、遅々として新制大学の
建設事業は進まないものである。今大蔵
大臣の言われるように任意の寄付であ
れば構わない。こういうことで地方財
政を今後賄つて行かせるということに

ついて、どう考へになるかお伺いし
たいのであります。

○岡野大臣(岡野清豪君) お答え申上
げます。先程大蔵大臣が言いました通
り、任意の寄付なら差支えない。私自
身といたしましても、今度の規定は強
制してはならない。ですから是非これ
をその地方で持つて行きたいといふよ
うな意味において、自分で喜んで飛び
出して行つて寄付するといふことまで
は、今度の法律は規定してありません
から、大蔵大臣の言う通りでございま
す。

○小笠原三男君 ではそうした建前
で自由なる寄付を認め、或いは自由な
意思において寄付をするといふ建前
をとつて、建設事業が遅々として進ま
ないといふ場合においては、文部大臣
のお考えの通り岡野大臣に善処して頂
けるかどうか、お伺いしたい。

○岡野大臣(池田勇人君) それは先程
申上げましたように、財政の許す限り
におきましては、文教施設には我々力
を入れない。こういうことは予算編成
方針で言つておるのであります。財政
の許す限りや……。

○小笠原三男君 いや財政の許す限
りの問題ですが、新制大学の方を除い
て六・三の方の建築費ですが、昨日もど
うも曖昧であつたのですが、文部省は
○七坪の最低基準のそれを建てるた
めにも、もう二十四、五年度の十五ヶ
月予算に基く六十億では足りないとい
う実態を把握せられて、五十億に近い
追加予算の要請を關係当局にしておら
れるやの御答弁があつたのであります
が、このことはやはり資料の中の三百
億の寄付を排除するといふ中には見込
んでおらないであつて、これが今

年このままに放置せられるならば、や
はり地方財政を圧迫する。国の見込み
違ひであつたといふ欠陥があるのであ
りますから、当然国において追加予算
によつてこの基準建坪の校舎建設が速
かに本年度になし得るよう努力して
頂かなければならない建前になるかと
考へるのであります。池田大蔵大臣
はこの前の質問に對しても今年はその
いう追加予算は出さないといふことを
二度に亘つて言明しておられる。そ
うなりますとこれは地方財政の方に直
に影響するのであります。岡野大臣
並びに天野大臣はこれを如何に取扱
うお考へでおられるか、國民一般に知
らせる意味を以て精細にお答え願ひたい
と思ひます。

○岡野大臣(岡野清豪君) お答え申上
げます。その点は一に中央財政の資力
に關する限りでございまして、大蔵
大臣からしつかりした御答弁をお願い
したいと思ひます。

○小笠原三男君 私の申上げますの
は岡野大臣には地方財政を所管する主
管大臣として、そういうものは地方で
見ることはこれは従来の建前からでき
ないので、国で見なくちやならんとい
ふことだけは御承知であらうといふの
であります。国で見ようとする場合に
これをどう組織して行くかといふこと
について財政担当の池田大蔵大臣に、
自治庁側の建前として、どういふ要請
をして、この問題を解決して行こうと
するお考へであるか。それら、担当の
責任において御答弁があればよろしい
のであります。財政のこととは大蔵大
臣にお伺いいたします。

○岡野大臣(岡野清豪君) お答え申上
げます。私は自治庁長官でございま

す。その点におきまして今回の只今の御質問に対しては、大蔵大臣並びに文部大臣にできるだけ御協力を願つて皆様の御希望に副うようにして行きたいということを努力する。又しつづける次第でございますから御了承願います。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は今御質問の点につきましては、できることなら補正予算を出したいと思つております。併し池田大蔵大臣が教育のことは非常に御熱心でありますので、池田大蔵大臣の誠意にいつも信頼をいたしておるものであります。そういう意味でできるだけの努力をして、この義務教育に当たりたいという考えであります。

○小笠原二三男君 それはよく御所のお話は分るのですが、できるだけのことをしてできなかった時の負担が、寄附その他で地方住民にかかるので、個人の誠意、或いは不誠意、そういうことを論議の外として、この事態を收拾するためにどうするかというところを、きつぱりお答え願いたいと思つております。例えば本年補正予算の提出のために努力するとして、それができないとなつて、来年だとなつたら、本年中はどういふふうに賄つて行くか。こういうことをしつかり御答弁願いたいと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) 要するに今申したことと同じことなんですが、私はできるだけこの補正予算を頂きたいと思つておりますが、併し私が勝手にやれるわけのものではないのですから、自分は非常に努力して、若しそれができないとしたならば、次の機会においてどうあつてもこの義務

教育は充実したい、それは大蔵大臣もよく承して下さるものと信じ、自分はそういう途で進みたいと思つております。

○小笠原二三男君 では大蔵大臣にお伺いしますが、そういうことについて大蔵大臣として御努力下さるということになりまして、先程から申します通り、財政の許す範囲において許されないとこの事態になつて、この問題が来年に送り込まれる。こうなりまする場合の措置をお伺いしたい。即ち本年この政府決定の〇・七坪のために必要な経費そのものが追加予算に組まれないというところになる場合には、その暫定措置として大蔵大臣はどういふうにして地方の期待しておられる方々の要望に応えるようにしようとお考えになつておられるのか、率直に、これは非常に大きな問題になつておるので、すからお答え願いたいと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) この問題は先般本委員会ではつきり申上げたと思つております。六・三制のことは只今お話のように、勿論十分ではございませんが、財政上できるだけのことはいたしております。私は、本年度補正予算に文部省から要求がまだ出てはおられません。来年度におきましては、或る程度の金額が出来るやに聞いておるのであります。従いまして本年度補正予算で六・三制の金を相当出すといふ、私は今計画を持つておりません。来年度におきましては、又状況をみてできるだけのことはいたいと思つて、いふことだけなので、従いまして、補正予算でできないというときにはどうするかという問題は、これは我慢して頂くより外ない。十分にやりたいと言

つても金がないのだから仕方がない。それは来年度まで待つて頂くより仕方がない。而して本年の六・三制の問題はこれは一般国庫から出すばかりでなく、起債の枠なんかと関係があるから本年は我慢して頂きたいと、只今私は考えております。

○小笠原二三男君 大蔵大臣の御答弁としては、そういうことで或いはいいのかも知れませんが、この実態を御了解になられ、関係各大臣御努力なさるといふことで、予算上ただそれが不可能に近いといふことのために追加予算ができないといふことであれば、その他起債なり、長期融資なり、結局起債であります。これらにおいて一部要望を満たして行こうといふことについては、これは大蔵大臣の所管において御考慮願える部分があるのではないかとおられるのですが、そうした点と、或いは全体の国家財政からいへば、そう言う失礼ですが、さして大きな金額でもないと思われ、さして、これのやり繰りできないといふ事情について、もう少し納得の行くようにお話し願いたいと思つて、文部大臣には先程来御努力なさつておられると言つておられながら補正予算のそれについて大蔵大臣の方に要請がないといふようなことは、これは如何かと思われ、その間のこともお伺いしておきたいと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) その用意を私はしております。又補正予算という名前ではありませんが、大蔵大臣にも義務教育についてできるだけのことをして頂きたいといふことを絶えずお願ひいたしております。大蔵大臣もこ

では今は考えておられないという御返事なので、それから、それを余りもう補正予算は出さんという建前であらう、言われることは私は却つてどうかと思つて、私は決してそういう希望を全然捨てておるわけではございません。できるだけのことをして大蔵大臣の御了承を得たいと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 財政のやり繰りをしたら或る程度金は出るじやないかといふふうな御意見でございますが、私は日々いろいろなやり繰りをしておるものであります。ただ只今補正予算で六・三制の校舎新築の予算を出すといふことにつきましては、まだ決心ができていないのであります。見通しをいたしましてはなか／＼困難じやないかと思つております。

○相馬助治君 岡野國務大臣と天野文部大臣が丁度列席されておりますこと、特に私は池田大蔵大臣に一言お伺ひして置きたいことがござります。御承知のように、今審議中の地方税法案は予定通り参りますれば明日この参議院を通過するであらうでしょう。そういうことになりましたら、これは税法史上画期的な大要であると言われたいと思つて、同時にこれを教育の面から見ますと、義務教育費が全部地方財政の下に隷屬せしめられるといふ画期的な内容を持つております。そこで私共心配いたしました。昨日の委員会でも、文部大臣並びに岡野國務大臣に対して質問をいたしたその答弁の中にこういうことがござります。即ち義務教育費は当然これは理論的には国で持つべき性質のものである。従つて文部大臣としてはできる限りの努力をして、そういう方向に進

め、同時に中央の意思をその地方に及ぼすような方策を取りたい。こういうことを言われたのです。それを具体的に立法化する用意があるかといふ本員の質問に対して、是非そういうふうにしたい。次いで岡野國務大臣に対して私が質問いたしましたところが、最初はそれに反対のような意向であつたのであります。が、執拗に食い下つた私の質問に対しての答弁は、できるだけ協力したいと、こういうことになつております。そこでこの際大蔵大臣に伺いたいことは、地方税法の成立によつて、日本の義務教育は現在の地方の枯渇した財政の面から見て破綻に瀕することはこれは明白でございます。従つてこの際、天野文部大臣並びに岡野國務大臣が答弁されたような線に沿つて、大蔵大臣としても近い将来において、義務教育費に対して国費を以て何らかの保護を興えるというふうな方向に立案する用意があるかどうか。同時に併せてお伺ひしたいことは、現在の千五十億というあの平衡交付金を以てして、地方の貧弱町村等の現実に照らしてこの教育の問題を勘案しても十分な財政上のバランスが取り得る自信があるかどうか。この平衡交付金の将来についての見解も承りたいのであります。尤も本委員会において大蔵大臣が、現在理論的に平衡交付金というものとは逐次減らして行く方向を取らなければならぬといふ答弁を私は先に聞いておりますが、教育の現実から脱めまして、再度このことについてお伺ひいたします。

○國務大臣(天野貞祐君) 發言の許可を求む

○相馬助治君　私は大蔵大臣に聞いて
おるのです。

○委員長(岡本愛祐君) 弁明をされる
そりです。

○相馬助治君 大藏大臣に聞いておる。

○國務大臣(天野貞祐君) 大蔵大臣の
答弁される前に、私はちよつとあなたの
のおつしやつたことに、私の意見を誤
解されておる点があると思ひますか。
ら弁明して置きたいのです。私は国で
以て全部の教育費を負担しようといふ
ようなことは言ひません。そうじやない
くして、国がその義務教育費に一定の
標準を保障したい、そういうことを言
つたのであります。それが標準義務教
育費の確保の法律案ということの趣意
だと私は思つております。国で全部持
つてしまふというのじやない。そうい
う。

○相馬助治君　私も只今大蔵大臣に對する質問中をう響いたところがあつたらば、それは私が話し下手か、文部大臣が聴き下手か、そのどちらかであつて、私はそういう趣旨で申しております。具體的に申してつゝこの間まで半額國で持つていた。それが全部なくなつてしまつて、まるつきりこの義務教育費というものは地方財政の下に歸屬せしめられたから、せめては半額の線にそれが行かなかつたならば……前の国会等においても問題になりかつた

たやに聞いておりますが、標準義務教育費確保の問題、そういうものに触れて、幾分なりとも国で以て義務教育費は見なくちやならないのじやないか。こういう意味で聞いておるのであつて、文部大臣が全額国費を以て補助するのだということをお願いしないこと

は、文部大臣弁明の通りであつて、私
もすでに了解しております。

○國務大臣(池田勇人君) 先程あなた
の御意見を聞いたときに、文部大臣は
とても大胆なおつたのでありますが、今
分は思つておつたのでありますが、今
文部大臣の弁明を聴きました。この義務教
育費の負担関係の問題は従来から非常
に議論のあつたところであるのであり
ます。而して今後も又相當檢討を加へ
て行かなければなりません。こういう
問題は地方行政調査會議におきまして
檢討されるのであります。この上と
財政當局といたしまして、この上と
も検討したいと思つたのであります。
す。従いましてこの教育費の問題と地
方財政平衡交付金の問題につきまして
は全程考えなければならぬ。併し地方
財政平衡交付金というものは最低調節

作用という観念を以ちましても教育費に對しまする国の関心というものは離れるわけには行かない。で地方財政平衡交付金に義務教育費の国庫負担を見るか見ないかというところで議論したのでありまするが、社会施設の厚生年金なんかは一応外しました。義務教育費は御承知の通りに入れているわけでございます。今後も義務教育費につきまして当然教育費その他の問題で相当あるのでありまするが、検討を加えて見たいと思います。

○相馬助治君 非常にくだいようでございまするが、私は尚念を押して大蔵大臣に頼んで置きたい理由は、先程岡僚小等原委員の質問に対して、仕方がないときには我慢しろ、こういう言葉があつた。これは実に大胆率直であつて誠に池田さんらしい発言でございま

するが、問題は国立大学でも年次計画的な寄付を募集している。今ま

うものが大部分の府県において行われておるのであります。私は栃木県であります。が、同県において本年度は三千万円を、宝くじの形を以て寄付を募集しております。来年度、再来年度とこれが一貫して充實されるようになっております。六・三制の建築費も多かれ少かれこういう形をとつて年次計画的な寄付金の募集によつて行われております。従つて地方税法案という画期的な法案を出して、國民に強制寄付の負担を逃がれしめたいという政府の親心を活かされますならば、仕方のないときには我慢しておれというのは余りにも酷な話だと私は思うのであつて、そういうような意味で仕方がないときには我慢しておれではなくて、どうぞ

この義務教育費の問題につきましては全額とまでは参らないであります。ところが、敗戦国民当然の責務といたしましても是非とも今大蔵大臣がおつしやつた線に沿つて必ず実現されるように、財政の面から御努力願いたいということを付加えて置きたいと思ひます。

○石川清一君　私は今度初めて出て来まして非常に地方税法の問題につきましていい修正案が出るように期待しておりますが、なか／＼そういうように至らずに遂に問題になつたわけでござ

ざいます。お尋ねしておりますといふ
 いることが結論的に地方財政委員会
 に降いかかつて来るようになっており
 まして、殊に事業税につきましては附
 加価値税の延期の間の代案と申します
 か、非常に優秀な案であつて、事業税
 がいいのであつて、その代り出る附加

個価税の悪い点を直して来ればという
ような意味かどうか知りませんが、

た。そういたしますと、この事業税は今まで百分の十八であつたものが百分の十二に第二種はなりましたが、第一種については百分の十五の府県が確か六か七ありましたし、百分の十六が二、三府県、百分の十八が二十一、二府県、こういうふうに府県によりましては事業税の賦課率が違つておりましたが、そういうようなところで今度百分の十二と決められました。これが第七百四十六條の第四項では道府県は、第一項の標準税率と異なる税率で課する場合においては、あらかじめ、地方財政委員会に対してその旨を届けなければならぬ。」「こういうように出ておりますが、この事業税が眞に政府が言つておりますように、事業税は中小企

業者に対して非常に重税である。これを本当に公平にするのが附加価値税であるといえましたら、この事業税の持つておりましたところの欠陥というものについては、何らかの形において附加価値税に副うように、府県の実態において税の改正その他が行われなければならないのでありますが、これも府県自体が行うべきでなくて、地方財政委員会に税率を変更する場合には予め届出でなければならぬ。それも届出「方」でいいかと申しますと、届出「一」

方ではないけない、こういうような事務局の昨日のお話でありました。ここにも都道府県としましては或る程度の疑義を持ち、私達も今少しこの地方財政委員會の持つてゐる基本的な活動方式、或いは各委員會との連絡關係、大藏省等の關係も突詰めなければなりません。

せん。又固定資産移の中、償却資産に
つきまして、今まで論議されましたよ

うに税率が一・七五から一・七になり
又一・六になつても總体の五百二十億
といふものには変更がない。従いまし
てこの課率或いは課税の客体というも
の押さえ方が一に地方財政委員会に
かかつてゐる。その地方財政委員会に
一応出されておる数字が全体で一兆三
千億何がし、初めには五二％大体把
握、それが〇・一下りまして更に償却
資産の方に降りかかつて行く。そうい
たしましたら今まで以上に地方財政委
員会の責任、或いは活動範囲というも
のが多くなつて参ります。その上に市
町村税の場合におきましては二つ以上
の町村に跨つておる償却資産について
は、これも又地方財政委員会の指示を
仰がなければいけません。都道府県税の附
加価値税は実施されませんけれども、

これも二つ以上の府県に跨つておるときには地方財政委員会の指示を受けなければならぬ。こういうように地方財政委員会というものが設備されて、僅かの日時しか要しませんが、重大なポイントを押さえられておることになりまして、この点について先ずお尋ねをして、それからいろいろな点についてお尋ねをしたいと思いますが、更に大蔵大臣に対しましても本年度の所得税の滞納が現在八百億近い、而も本年に賦課されますところの

市町村民税における所得割といふものは、昨年度の所得税の納税額によつて賦課される。都道府県を含める市町村税の滞納は、この間置きました資料に基きますと、七〇％以上の滞納率である、国税も又大体八〇％ある。こういううな中で一体どういふ連鎖を持つ

大臣にお伺いしたいと思ひます。新聞紙の報道によりますと、来年度会費予算の編成方針が閣議で討議されまして、災害復旧費の全額国庫負担の問題は本年度で打切ると、こういうふうなことが新聞紙上に報道されて、非常に府県、市町村には大きな問題を擧げていますが、果してそういうふうなことになるのでありますしよ。いか、お伺いしたいと思ひます。といたしまして昭和二十五年度に

て、一路漸減いたしまして、本年度は二〇%を遙かに割る状態でありまして、而も一方公共事業費なんかに対しまする政府の投資は、昭和二十二年全体の公共事業費の中の三五%が農村に投資されまして、昨年におきましては一九%である。そして更に本年度は少くなつておると、こういうようなことをかれこれ勘案しますと、若干の絶対額の軽減を以ては農家所得の現段階からして實際上の税負担の軽減にならぬ。實際税負担の軽減になりますためには、本年秋に供出した米、

「いも」等の価格が十分それと釣り合いのとれるような段階にならぬといけないうと思ふわけでありまして。特に農家の所得は現在の状態からいまして、従いましうこともいえると思ひます。従いましうことは今後におきまして米価を相当引上げることが農家の所得を殖やす上におきまして、又国の歳出を減らす意味におきまして、そうして国民の税負担を軽くする意味におきまして必要であると考えておるものであります。私は常々から米価を思い切つて引上げるということを言つておるのであります。これは財政経済の面からいって大蔵大臣として言つておる、然らばどの程度上げることになりま

す。これは所管が違ひますので、ここで申上げることが差し控えたいと思ひます。いづれにいたしましては、国際物価に比べまして、麦においては殆んど外国の麦の値に近寄つておると思ひます。米はまだ、近寄つていないのであります。米と麦との差も昔の我が国における普通の状態とは違つておるのでありますから、この際私は米を上げ、そうして農家を潤し、国の歳出を減らし、税金を負けて行く、これは一石三鳥の策と考えております。

と思ひます。そういう計算はなか／＼むづかしいございまして。とにかく減つておることは確かであるのです。今度は農家の所得が国民所得のうちにおいて非常に割合が少いから負担が多い。こういう問題でございまして、それは理論的にはそれは行かんと思ひます。ただ農家の所得が少いといふことは私はいえらると思ひます。而も二十一年、二年から比べまして、農家が可なりお困りであるといふことは分る。それは生産は余り殖えていない、閑はなくなつた、而して米価は他のもの程上つていないといふことで、農家の所得が、他の階級の所得に比べまして少いといふことはいえると思ひます。従いましうことは今後におきまして米価を相当引上げることが農家の所得を殖やす上におきまして、又国の歳出を減らす意味におきまして、そうして国民の税負担を軽くする意味におきまして必要であると考えておるものであります。

私は常々から米価を思い切つて引上げるということを言つておるのであります。これは財政経済の面からいって大蔵大臣として言つておる、然らばどの程度上げることになりま

す。これは所管が違ひますので、ここで申上げることが差し控えたいと思ひます。いづれにいたしましては、国際物価に比べまして、麦においては殆んど外国の麦の値に近寄つておると思ひます。米はまだ、近寄つていないのであります。米と麦との差も昔の我が国における普通の状態とは違つておるのでありますから、この際私は米を上げ、そうして農家を潤し、国の歳出を減らし、税金を負けて行く、これは一石三鳥の策と考えております。

○中田吉雄君 まだいろ／＼質問したいと思ひますが、時間がありませんので……

○石川清一君 私も中田議員のお尋ねのようなことをお尋ねするつもりであります。それはこの間意見を保留しておきまして、大蔵大臣は絶対そんなことはしない、農家は裕福だと言ひ切つて退席されたわけでありまして。これは速記録を見れば分る。それで行きまして、大体今のような非常に好意的な言葉を吐かれておりますが、決して農民は好意的な言葉で生活は裕福にならぬのであります。好意的な言葉はもう自由党のあれで食傷をいたしてあります。もう食傷をして下痢兆候に入つておるので、實質的に與えられるものは米価であり、麦の価格であります。更に馬鈴薯その他の農産物の価格でなければいけないのであります。そのこと自体が今日のように滞納を累積しておる。こういう形になつておりますが、殊に過般参議院の大蔵委員会でお發表になりましたように、更正決定をいたしましたものが五百九十三億あります。収入になつたものが百七十六億で、二九・八%しか更正決定しましたところの所得税が納入されていません。これに対してどういふ措置をとられるか、これをお伺ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 我々は常に農家のことを考えておりますので、できるだけ農家のよくなるようにやうて行きたいと思つております。而して農家の税金の問題につきましては、農家の所得税は非常に収入割合がよろしうございまして、悪いのは都会地のいわゆる営業業者の方が悪いのであります。従いまして調査の完畢を期すると共に

滞納処分にとりかかつております。これはやはり金詰りの状態もありまして、又税務署の調査が十分であつた点もありまして、又業者の方におきましては税金を納めるよりも物を買つて置いた方がよいというようなこともあるのであります。いろ／＼厄介な問題があるのであります。適時適當の方

法によりまして滞納処分をいたします。又政府といたしましてはできるだけ金詰りの緩和に努めて納税資金を得られるように財政経済政策を持つて行くと言つておるのであります。

○石川清一君 適時適當という言葉があまりに、それは如何なることでも適時適當という言葉が言われるのであります。農業所得税のことについて例を仮に申上げますと、本年度においては四百九十億という農業所得税を二百億減する。そして大体二百九十億くらいであるといふことが本年の第七国会においても速記録の上に載せられており、それを言われておるようでありまして、大体この数字を計算いたして素人考えをいたしますと、農村においては大体そういう計算で行きますと五百萬の町村は本年二百九十萬くらい大体納めた方がいいのであらう。こういう直観的なものが生れるわけですから、今までの例を北海道にとりまして、大体四ヶ年間に町村間における収入の均衡の差といふものは非常に少うございまして、大体同じようございまして、昨年、一昨年の納税の成績を見まして、税務署の署長の変るごとに税金の徴収率が非常に大きな波を打つて變つて参ります。それで二十三年度と二十四年度と比較しまして、二十四年度は倍くらい取られた町村もある。ところが二十四年度は二十三年度よりも少いところがある。まるでこの頃間市で叩き売りをして行つておる。これが現在の所得税に対する或いは地方税に対する偽らぬ国民の批判の聲であります。先ず税務署自体が滞納に対して誤つておるところの課税があるといひましたら、それは更正決定であらうとも、叩き売りを増長しておるのでありますから、これを差引いて一新させるという考え方を持たない限り、地方税法は眞に地方自治体の自主的な手によつて運営せられないで、この痛が更に引残されて行く。而も昭和二十四年度の所得に対して、二十五年の市町村税はこの所得税によらなければなりません。こういうような形の上に立つて大蔵大臣が眞にシヤウブの勧告に従つた税制を国の面においても或いは地方の面においても行うという場合には、古い税金の滞納に対しては市町村も又同じような英断を以て解決しなければならぬと思ひます。このことがなくて今までのような官僚の非常に強い色彩或いはそこに政党的な他のボスの動いておる中で、我々が如何に地方税法を論議しても、この実施の細目に亘つて討議されても、實質的な町村の自主的な税制の確立はできない。こういうふうな考えをおるわけでありまして、この古い税金に對しまして、これをどういふ形で英断的に一掃して、この問題を解決して国税においてもすつきりした姿で実施に當るかどうかについてお伺ひをいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申上げましたように滞納金額は相当多いので

あります。而してその滞納額の大部分
というものは都会地或いは中小或いは
大企業者にあるのであります。従いま
して、我々は収入確保の上から申しま
しても滞納処分その他を勵行いたしま
して、徴収に努めつつあるものでありま
す。この九月十月頃までには相当整理
ができる予定でおります。

○中田吉雄君 滞納の問題ですが、所
得税と法人税と滞納はどれくらいある
のですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは殆ん
ど毎日整理いたしておりますからあれ
でございまして、五月末かに千百億
余りあつたと思ひます。その中申告納
税の所得税が七百五十億あつたかと思
ひます。法人税の方が二百億程度で
はなかつたかと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 大蔵大臣に外
に御質疑ございせんか。

○岩本哲夫君 大蔵大臣にお尋ねしま
すが、五月一日現在でありましたか七
月一日現在でありましたか、今大臣の
言われたような滞納があることは承知
いたしておるが、安本の発表によれば
すでに徴収は税収入予算の九五%を占
めておる。これからあとの五%は約二
百二十億くらいに相当するのではない
か。それに対して一千億幾らの滞納
があるという問題につきましても、予
算の九五%のあとの五%を埋める程度
の徴収が目的であるのか。現在の一千
百億幾らの滞納を取るの目的である
のか、それを伺いたい。

○國務大臣(池田勇人君) 現在の滞納
を正確に申し上げますが、七月十七日
の調によりますと、一千百三十九億で
ございます。この一千百三十九億を徴収

するの滞納処分の目的であるのであ
ります。

○岩本哲夫君 国の予算においては、
今申し上げます通り九五%がすでに収納
されておる。であるからあとの五%分
二百二十億見当が取ればよいのでは
ないか、それ以上はいわゆる取り過ぎ
ということになるのではないか。

○國務大臣(池田勇人君) 取り過ぎに
はなりません。安本でどういふ根拠で
言われたのか、九五%取つておるとい
うのはいつのこととございましてよう
か。私の記憶では昭和二十四年度の租
税及び印紙収入が三十億円の予算より
も超過いたしております。この原因は
三十億円の主なるものは法人税或いは
源泉課税、或いは酒、これが多かつた
のであります。個人の申告納税は当初
の予算一千九百億を一千七百億に
減らしても、向一千七百億取れず一
千三百六十五億に取れておりませ
ん。初めからの予算に比しますと五百
何十億という減収がある。これは法人
税或いは酒、勤労所得税で埋めておる
のであります。而して今の一千百三十
億というのは、過年度分も本年度分も
ございまして、予算上は昨年の今頃相当
の金額、つまり八百億ばかりあつたの
であります。現在の相当部分が今年の
収入になり、そうして二十五年度課税
する分が又二十六年度にずれ、こう
いう計算で行つておるのであります。

○岩本哲夫君 五月一日現在と私は記
憶いたしておりますが、安本の経済白
書によれば、今申し上げます通り五%あ
とと収納すればよいということになつて
おつて、それ以上は当然超過収入にな
るわけでありまして、大蔵大臣の言
われるような工合とやや違ふと思ひ

第三部 地方行政委員会會議録第十四号 昭和二十五年七月三十日【參議院】

であります。元來言ひますれば、即
ち二百二十億取ればいよいよ二十四年
度の予算としては十分それが結了する
わけであると思ひますが、その
の点を一つ明らかにして頂きたい。

○國務大臣(池田勇人君) それは安本
の経済白書はまだ決算締切前の分であ
りまして、四月までに入つた分が租税
収入の五千六百六十億に對しまして四
千九百億幾ら入つておるといふことだ
けを言つておるのであります。それで
四月五日に入るのが二百億幾らばかり
あれば、これで収入が確保できる。こ
ういふ調査だけで内容に觸れておりま
せん。税といふものはやはり滞納も相
当ありますし、繰越しも相当ございま
して、予算上取つたらそれ以上取らな
いといふことはないのであります。税
法の命ずるところによつて徴収をいた
します。取れたから滞納の分は捨てて
しまふといふのでは、早く納めた人は
非常に損をします。税法上取るべきも
のは取らなければいけません。途中でこ
れは止めるというわけに行きません。予
算だけ取れないからと言つて、税法を
曲げて無理な税金を取ることはいかに
同時に、取れる分は取らなければい
けない。二十三年度分におきましては
三百億ばかりの自然増収が出たのであ
りまして、二十四年度におきましては
三十億程度の自然増収に止つたのであ
ります。

○岩本哲夫君 課税したものを、もう
予算面が満ちたから、後はもう放棄す
るわけには行かんといふことは一応分
るのであります。併しながらそこが
問題の水増し、よく水増し割当と申し
ますが、大体割当をして、頭から割当
課税をするという結果が、こういう昏

迷を生じて来るのでありまして、昨年
度におきまして四百何億が自然増、
大蔵大臣は三百いくらか言われました
が二十三年度は四百億ちよつと出たと
記憶しております。そのような工合
に、現在のデフレ、或いは金融硬塞の
現在の状態、経済不況の状態に對し
て、国民所得、産業収入を過大に見積
り過ぎて、歴大な割当課税をして、そ
の結果予算以上に、例えば滞納してお
るというものも大蔵大臣の言によれば
競売、差押えをして、大いにこれを取
り立てるといふことを先の委員会であ
りましたか、衆議院でありましたか、
參議院でありましたか、言われておる
のであります。そういたしますと、お
説のように早く納めた正直者が馬鹿を
見るという御議論は分りますけれども
も、併し必要のないものを、そういう
差押えて、競売をして取るというよう
な、一方的なこととなくして、この間
の調整がおのずから考えられなくちや
ならんと思ひます。ですから、大蔵大
臣は現在二百億をこゝろ取ればよいも
のを、千百いくらの滞納の分を、どの
程度に、どういふ工合に取る計
画を立てておるのか、その辺を承わり
たい。

○國務大臣(池田勇人君) できるだけ
全部を取りたいと思ひます。併し我々
は決して水増し課税をやつておりませ
ん。若し水増しをやつておるといふ事
実があれば、直ちに改めなければいけ
ないもので、申し出て頂きたいと思ひ
ます。千百三十億の分につきましては、
只今全國税局、税務署を挙げて滞納整
理に當つておるのであります。これが
沢山入れば入る程いのでございま
すが、併し今の経済状況を見まして、差

押えして競売したからといつて、すぐ
売れるものでもないものであります。そ
れから又業者の都合も考へて、今暫く
待つて呉れれば納めますというよう
な場合におきましては、やはりそこに手
心を加えて、適当にお待ちするより外
はないと思ひます。我々はこれは課税
が適正であるといふ前提の下に立ち、
そうしてこれができるだけ早い機会に
取りたい。併しそれ、やはり納税者
のことを考へなければいかんと思ひ
てあります。向只今申し上げました数字
がちよつと違つておりますから……、
申告納税は七百六十五億、法人税は百
七十一億、二百億でなく百七十一億で
ございまして。

○岩本哲夫君 国の予算の予定された
歳入計画以上に税が取れたならば、そ
れはまあ使ひ途は、金のことですか
ら、政府の方におきましてはそれは一
銭でも多く取れる方がいいといふこと
は分りますが、併しそれは余計取り過
ぎるから、債務償還にするとか、いろ
いろ償還に當るとかいうことにする
でしよう。それは分りますが、そんな
ことをする目的で税金を取るのではな
い。歳入計画を満たされたものが取れ
ればそれでよいのであります。而も二
百いくら取ればよいものを、千百いく
ら滞納しておるものを、例えば九百億
以上も余計に全部取るという目的だ
といふことになれば、政府の課税の目
標といふものに、見積りに非常な相違
を來たして来る。こういう点があま
り地方税の問題につきましても、非常
に各方面で憂慮せられる点でありま
して、現在国税で必要もないのに九百億
も取れば、それを便する途はあるのは分
ります。けれども国の大體決められた

迷を生じて来るのでありまして、昨年
度におきまして四百何億が自然増、
大蔵大臣は三百いくらか言われました
が二十三年度は四百億ちよつと出たと
記憶しております。そのような工合
に、現在のデフレ、或いは金融硬塞の
現在の状態、経済不況の状態に對し
て、国民所得、産業収入を過大に見積
り過ぎて、歴大な割当課税をして、そ
の結果予算以上に、例えば滞納してお
るというものも大蔵大臣の言によれば
競売、差押えをして、大いにこれを取
り立てるといふことを先の委員会であ
りましたか、衆議院でありましたか、
參議院でありましたか、言われておる
のであります。そういたしますと、お
説のように早く納めた正直者が馬鹿を
見るという御議論は分りますけれども
も、併し必要のないものを、そういう
差押えて、競売をして取るというよう
な、一方的なこととなくして、この間
の調整がおのずから考えられなくちや
ならんと思ひます。ですから、大蔵大
臣は現在二百億をこゝろ取ればよいも
のを、千百いくらの滞納の分を、どの
程度に、どういふ工合に取る計
画を立てておるのか、その辺を承わり
たい。

迷を生じて来るのでありまして、昨年
度におきまして四百何億が自然増、
大蔵大臣は三百いくらか言われました
が二十三年度は四百億ちよつと出たと
記憶しております。そのような工合
に、現在のデフレ、或いは金融硬塞の
現在の状態、経済不況の状態に對し
て、国民所得、産業収入を過大に見積
り過ぎて、歴大な割当課税をして、そ
の結果予算以上に、例えば滞納してお
るというものも大蔵大臣の言によれば
競売、差押えをして、大いにこれを取
り立てるといふことを先の委員会であ
りましたか、衆議院でありましたか、
參議院でありましたか、言われておる
のであります。そういたしますと、お
説のように早く納めた正直者が馬鹿を
見るという御議論は分りますけれども
も、併し必要のないものを、そういう
差押えて、競売をして取るというよう
な、一方的なこととなくして、この間
の調整がおのずから考えられなくちや
ならんと思ひます。ですから、大蔵大
臣は現在二百億をこゝろ取ればよいも
のを、千百いくらの滞納の分を、どの
程度に、どういふ工合に取る計
画を立てておるのか、その辺を承わり
たい。

迷を生じて来るのでありまして、昨年
度におきまして四百何億が自然増、
大蔵大臣は三百いくらか言われました
が二十三年度は四百億ちよつと出たと
記憶しております。そのような工合
に、現在のデフレ、或いは金融硬塞の
現在の状態、経済不況の状態に對し
て、国民所得、産業収入を過大に見積
り過ぎて、歴大な割当課税をして、そ
の結果予算以上に、例えば滞納してお
るというものも大蔵大臣の言によれば
競売、差押えをして、大いにこれを取
り立てるといふことを先の委員会であ
りましたか、衆議院でありましたか、
參議院でありましたか、言われておる
のであります。そういたしますと、お
説のように早く納めた正直者が馬鹿を
見るという御議論は分りますけれども
も、併し必要のないものを、そういう
差押えて、競売をして取るというよう
な、一方的なこととなくして、この間
の調整がおのずから考えられなくちや
ならんと思ひます。ですから、大蔵大
臣は現在二百億をこゝろ取ればよいも
のを、千百いくらの滞納の分を、どの
程度に、どういふ工合に取る計
画を立てておるのか、その辺を承わり
たい。

迷を生じて来るのでありまして、昨年
度におきまして四百何億が自然増、
大蔵大臣は三百いくらか言われました
が二十三年度は四百億ちよつと出たと
記憶しております。そのような工合
に、現在のデフレ、或いは金融硬塞の
現在の状態、経済不況の状態に對し
て、国民所得、産業収入を過大に見積
り過ぎて、歴大な割当課税をして、そ
の結果予算以上に、例えば滞納してお
るというものも大蔵大臣の言によれば
競売、差押えをして、大いにこれを取
り立てるといふことを先の委員会であ
りましたか、衆議院でありましたか、
參議院でありましたか、言われておる
のであります。そういたしますと、お
説のように早く納めた正直者が馬鹿を
見るという御議論は分りますけれども
も、併し必要のないものを、そういう
差押えて、競売をして取るというよう
な、一方的なこととなくして、この間
の調整がおのずから考えられなくちや
ならんと思ひます。ですから、大蔵大
臣は現在二百億をこゝろ取ればよいも
のを、千百いくらの滞納の分を、どの
程度に、どういふ工合に取る計
画を立てておるのか、その辺を承わり
たい。

歳入予算の、或いは必要なる財政支出に充当する歳入予算以上に、それを強引に取り立てるといふ根拠は、ちよつとそれは分らないのじやないかと思ひますが、それでも取り立てるのでありますか、どうか。

○國務大臣(池田勇人君) 安本の経済白書に言われたのは、二十四年度の歳入とを言つておるのであります。二十四年度に取りました税金の中には、二十三年度の滞納分も相当入つておるのであります。我々今度取らうとしたものは、今年度の滞納の分並びに昨年度の分でありまして、年度々々ずれて来るといふことは、もう当然のことでありまして。

○石川清一君 滞納のことについて、先程特に更正決定をしたいわけゆる税務署、国税庁自体が、これはあると見ておつた分に対する滞納率が非常に高い。こういうことについては、当然大蔵大臣は責任を負わなければならぬ。更正決定をしたものこそ、更に正しく把握しておるのであつて、これは即納されなければならぬ。この滞納率が一番多い。すでに発表されておるのであります。これはこれが妥当だと思ひますが、これについてお伺ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 更正決定といふのは、御承知の通りに、申告を否認いたしましたとして、税務署が決定したのを更正決定といふと私は考へておるのであります。而してこの更正決定が見込みにある場合であります。だから只今更正決定に対しては、審査請求が出た分につきましては、業者に請求をしまして、納税者につきましては、初めの決定を変更したり、或いは又変更

しなくてもいいものはそのままにしておるのであります。業者と詰がつきました分につきましては、相当の滞納があるのではありませんか。これはやはり金のやりくりの問題だと考へておりますので、片一方では金繰りなるべく円滑にすると同時に、片一方ではできるだけ早く納めて頂くように努力いたしておるのであります。

○小笠原二三男君 時間ももう十二時半ですが、一時から本会議が開かれるについて、社会党ではこれから議員総会を開いて、各種委員長報告に対する決議決定が必要なので、どうせ明日本会議にかかる予定になつておるので、先ず提案者の説明を求めたい。先ず提案者の説明を求めたい。

○委員(岡本愛祐君) 只今の小笠原君の議事進行に関する御発言に御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) それではもう半に再会いたします。午後一時半に再会いたします。

午後二時三十分閉会

○委員(岡本愛祐君) 休憩前に引続き委員会を開いたいたします。最初に地方行政改革に関する調査報告書作成の件をお諮りいたします。右の調査は、御承知のごとく調査進行中でありまして、今期国会開会中には調査が完了いたしませんでしたので、一

応報告書を提出いたしたいと思ひますが、如何いたしたしようか。御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないと思ひます。それではさうに取計らいます。

○委員(岡本愛祐君) 次に飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題に供します。本審査でござい

ました。先ず提案者の説明を求めたい。先ず提案者の説明を求めたい。

○委員(岡本愛祐君) 只今の小笠原君の議事進行に関する御発言に御異議ございませんか。

れには消費者がその好むところに従つて、めん類でもパン類でも自由に選択いたしまして、手軽に食べられるような制度が好ましいと存するものであります。そこでこの前の改正によつて、めん類外食券食堂においてめん類購入券でめん類の提供をなし得ることになりました。同じように、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換にパン類の食事を提供するパン類外食券食堂なる営業を認めることといたします。すなはち、粉食奨励のために又一般外食者のために誠に適切便宜となると思ひます。又従来めん類購入券は各都道府県が発行してありまして、同一都道府県内にのみ通用するのでありまして、旅行者或いは他府県より通勤して外食する者は甚だ不便でありました。そこで今回これを改正いたしまして、主務大臣の指定する購入券として、めん類もパン類も含めて全国共通の購入券に統一して国民はどこに行つても不便のないようにいたしたいと存するのでございます。

以上が本改正案を提案しました理由と内容の概略でございます。何とぞ御審議の上御協賛をお願いいたします。

○委員(岡本愛祐君) 御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 今の田中さんの御説明の御趣旨はよく分つたのであります。が、ここに書いてありますパン類外食券食堂といふのは、パンを今お話のようになつて食べられることは結構と思ひますが、そのためにパン類の外食券食堂といふところだけでそれができるものか。或いは今日は喫茶店が沢山ありますが、そういうところで、この外食券又は主務大臣の指定する購入券で

パンが食べられるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) お答えいたします。この点は、実は監督官庁であります農林省と打合せであるのであります。従来喫茶店と申しまして、非常に範囲は広いのでござい

ます。例えば本郷とか早稲田とか、まあミルクホールと言つておりましたようなところが現在喫茶店になつておるのであります。そういうところは、真先にパン類を提供する食堂の許可をいたそうと、大体こういうことであるのであります。私共もさうに思つておるわけでありまして、でありますから、広くただパン類のみの食堂というのでなく、そこらには喫茶店と兼業になるかと思ひます。

○西郷吉之助君 では田中君に重ねて伺ひますが、パン類専門の外食券食堂であらうと、今のミルクホール、喫茶店であらうと、それに対して新たな何か許可が要するのですか。要するならばその形式はどういうことになりますか。

○委員(岡本愛祐君) 実はこの法律の下に政令がございまして、それによりまして許可手続が規定されておりますので、実はさういつた細かいことまではよく存じませんが、一般外食券食堂にしましても、従来のめん類食堂にしましても、又今回新たにできま

すところのパン類食堂にしましても、いずれも主務官庁の許可を得て営業することになつておりますから、一定の許可手続を要することに決まつておると思ひます。

○西郷吉之助君 今の手続をどうい

うか。

おきまして、国民の耐乏生活を要望されておりましたような事態におきましては、或る程度禁止的な高い税率を課されておたつたという事は御承知の通りでございます。その後の情勢の変化に伴いまして、税率の軽減につきましても逐次図られておるような次第でございますので、只今申しましたように、すべてのものが奢侈的なものであるというふうな見地とは一概には申し上げかねるのではないかと考えております。

○委員外議員(カニエ邦彦) そうしますと、今の答弁によりまして、どうももう一つはつきりしないところがあるのですが、例えば同じ旅館の営業にいたしまして、当然労働者や農民が、或いは独身者が常時宿泊している、絶えずそこに泊つておるというふうな場合は、それから殆んど宿泊とは言え、実際は下宿のようなものであるというふうな場合があると思う。そういうようなもの、俗に言う木賃宿であるというふうなもの、それから又飲食にいたしましては、それから又飲食に家庭を一家持つていない独身者がその生活に、生きて行くために必要である食事のためにどうも行かなければならぬというところの軽便食堂であるとか、大衆食堂であるとか、そういうふうなものもあると思う。又必要に応じて加工を依頼するところの加工のすし屋のようなものもある。こういうふうなものが一率に遊興飲食税の対象となり、狙いとなつて行くという事になれば、非常にここに問題があるようにも思われますし、又仮りに両方の場合の税率が、これが低いというふうな御答弁をなさいますかとも分りません。

が、税率におきましても、ここに規定されている税率から見れば非常に高いものではないか、こういふように考えられるのであります。言い換へると、我々労働者や農民の生活の延長であるとも言ふべきさういふものにまで課税されるのであるかどうか、この点を一つ明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。只今のカニエさんの御指摘の通りに、又私が先程御答弁いたしましたように、一概に遊興飲食税を考へます場合には、必ずしも奢侈的な面ばかりを取上げておるわけではございませぬ。と同時に又只今仰せになりましたように、或いは生活の実態から考へ、或いは又社会政策的な見地から考へ、そして、種々の観点からこれを判断いたして行かなければならぬかと思ひます。それはつきましては、結局は具体的事柄に依りまして、その内容に依りた取扱をやつて行くという事が、税を課して行く場合において考へなければならぬ点であらうと思ひます。税を課して行く場合において法律案におきまして、具体的な内容に依りて税率も異つておるに相成つておられますし、尚又現在の税率が高いではないか、こういう点につきましては、先程も御説明いたしましたように、情勢の推移に応じて逐次これが軽減を圖つて参つており、今回の税法によりましては百分の百にしたり、或いは百分の四十、百分の二十というふうな三段階にいたすような取扱いがなされておるのではありません。ただ問題は税率の軽減に当りましては将来向十分に諸情勢と睨み合せをして検討いた

さなければならぬことは勿論であります。が、一面遊興飲食税の地方税収において占める地位も考へなければならぬ。その中で、一般社会情勢と地方財政の推移と両方を兼ね考へ併せて、今後において研究いたさなければならぬ点であらうと、かように考へております。

○委員外議員(カニエ邦彦) 只今の御説明であります。ただ税率が仮に安くされるといふことにはいたしまして、そういう生活の家庭の延長である、こういうものに對して遊興飲食税を取るといふことが適切であるかどうか、この点はどういう工合に考へになつておりますか。

○政府委員(小野哲君) それは結局におきまして、或いは遊興飲食に値するか否か、それらの実態に依りて判断をして行かなければならぬかと思ひます。例へばアパートに住まつておるような人たちに對しまして、これを課するといふことは勿論これは考へなければならぬかと思ひます。要は生活の実態或いはこの法律案に定められておる諸條件に該當するか否かといふことについては、慎重な検討と認定の上に処理すべき問題であらうと考へております。

○委員外議員(カニエ邦彦) 実態に依りて処理するお申されますが、現実には法文の上でどういふ現われようがあれ、解釈の上では、末端ではやはりそういうことで徴収が行われるのではないか。だからその点を一応何とかの形において法律の上で現わすことができないか、或いはそういうことも何らかの形において明確にする、こういう御意思はございしますか。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。仰せのように具体的にこの税法を運用して行きます場合におきましては、適用上の円滑を期するため、又解釈が区々にならぬように、適當な方法によつて關係地方団体に対して指導をいたして参りたいと、かように考へております。

○委員外議員(カニエ邦彦) 次にもう一点伺ひたいのですが、百十五條の第一号に、「芸者その他これに類する者の花代」といふのがおるのですが、その芸者その他に類するといふことが非常に抽象的で曖昧であるかと思ひますが、具体的に「類する者」とはどのようなものを指して言つておられるのか、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。「芸者その他これに類する者」と申しますものは、例へば酌婦のようなものが考へられるかと思ひます。

○委員外議員(カニエ邦彦) そういたしますと、酌婦以外の者はこの対象にならぬといふことで了承してよろしうございしますか。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。只今の御質問がいわゆる芸者、酌婦等のようなものに関する花代ではなく、單に遊興を伴うというふうなものにつきましては、第百十五條の第二号に該當するものと考へております。

○委員外議員(カニエ邦彦) どうも今の御答弁ではやはり依然として明確でないと思ひますが、「類する」といふことを、これはどういふようですが、もう一度具体的に酌婦とそれから或いは何なら何、どういふものならどうい

うものといふことについてはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) もう少し詳しく具体的に御答へ申し上げますと、第百十五條の第一号であります。花代といふものは、一時間幾らというふうな定めになつておるようでありまして、そういうふうな方法で取つておるというふうな場合等も「これに類する」と考へていいのではないかと考へます。

○委員外議員(カニエ邦彦) 實は終戦以來我が國の憲法が変り、従つて基本的な考へ方も變つて来たことは御承知の通りであらうかと思ひますが、実は終戦前までありましたところの公娼がこれが廃止されて、そうして現在廃止されたが、併し全国的に公娼の従業員の数は非常に多いといふことで、これが未だに何かもや／＼したような形であるように思ひます。ところが公娼が廃止されてない、そうしてそういうものに対しては國もそれを認めていない、ところが或る一部の地方におきましては、こういうものにも課税をされておるというふうなことをしばしば聞くのであります。具体的に申し上げますと、東北地方或いは九州地方におきましては一切こういうものに対しては課税をしていない。ところが近畿地方或いは中国地方においては旧態依然としてそういうものが課税されておる。ところがこの課税は遊興飲食税として課税されておるので、遊興に非ざる、なしてはならないところの性行為に對してまでこれを遊興飲食税として課税しておるというふうな実情があるものであります。こういう点については政府はどういう見解を持つておられ

遊興飲食税とみなしてこれを課税して

屋の業者であることは大体この内容で

が、今の四十五、六府県全市町村に

の場合に国会に報告するのであります。

場から同里國利大目は一

いと思ひます。この地方税法案はシャ
ウブ勧告に基いて出されたものである
という事は、我々よく了解してあり
ます。が、どだいこのシャウブ勧告は
均衡予算の収入確保と国民負担の公平
化並びに経済再建に必要な資本蓄積の
促進というところがその本領であつて、

国民が非常に期待しております。こ
ろのその負担の軽減という事は第二
次の目的であつたと思ふのです。然
るに拘らず政府並びに與党である自
由党は、この地方税法案の提出を契機
として減税が行われると国民に申して
おります。ところが公述人の公述その
他一般新聞の輿論並びに委員会におけ
るいろいろの質疑等に徴しても、

どうしても減税が行われ得ないとい
は主張しております。先般の参議院選
挙においては自由党が辛くも第一党にな
つたのは、やはりこの地方税法案とい
うものを出して、そして半強制的な寄
付といふものを少くして、結局すると
ころ国民負担を軽減するといふ口車に
私共は乗つておるとしか思へないの
です。そこで政府としては飽くまで減税
が可能であるといつておる。我々とし
てはともかくこの状態では減税はお
ろか、地方財政は破綻に瀕するであ
うと主張しております。そこで一点岡
野大臣にお聞きして置きたいことは、

は敢えてこのようなことを一点岡野国
務大臣に対して伺つて置きたいと思
ふのであります。
○國務大臣(岡野清素君) 相馬委員の
御質問にお答え申し上げます。
先ず第一点といたしまして、今度の
地方税法案では増税になつておる。そ
の通りでございます。併しながらた
びこの委員会では御説明申し上げてお
りますように、先ず税といふものは国
と地方税とを合算して我々は考へべき
ものであると思ひます。その意味にお
きまして国税において或る程度の減税
をし、そして地方税と国税とを合算
いたしますれば減税になつておること
は確かでございます。

次にこの税法を施行する点において
混乱がある、こういう御予測かも知れ
ませんが、混乱があるかどうかとい
うことは議論の問題でございますが、
政府といたしましては混乱はないと見
ております。甚だ例を引きまして失礼
でございますけれども、日本が廃藩置
縣をいたしまして現代になりました。
その当時においては、あらゆる社会施
設、政治組織といふものが非常な変革
を來したものでございます。我々の先
輩はこれを立派にこなして來ておるの
であります。況んや日本は明治以來八
十年でございますか、八十年ぐらゐ経
ております。非常に高度の文化を持
つておるわけでありまして、殊に地方
自治といふものは、今までも

○相馬自治君 一点だけ附加してお聞
きして置きたいと思ひます。要するに
減税といふことは、国民の立場から見
ますれば、国税で減らうが府県税で減
らうが町村税で減らうが減ればよろし
いのであります。この地方税法案
の成立後に一番問題になることは、例
の寄付の問題です。それで民間から出
られた岡野國務大臣は、賢明にも国策
を以てしても強制的な或いは強制的で
なくとも要するに寄付といふものは減
らす方向に行かなくてはならない、こ
ういふふうな発言がしばしばござい
ました。尙大蔵大臣はそういう言葉では
申さないのですが、任意的な寄付なら
幾分は止むを得ないではないかとい
うことが裏に伺えるような御発言もあ
つたやに私は記憶しております。要する
に任意寄付であるとか、或いは強制寄
付であるといふようなことも具体例を
引きますと、例えば教育問題におけ
る寄付などというものは、形は如何に
任意寄付でありましても、實質的には
強制寄付としての性格を持つようにな
ります。従つてこの地方税法案成立後
に地方自治の確立を図り、その財政の
円満なる運行を期し、民衆の負担を輕
減するといふ意味で、岡野國務大臣と
しては早急にこの寄付についてこれを
制限する何らかの、この法律案につい
ても幾らか書いてあります。が、別個
に何らかの措置を講ずる用意があるか
どうかということをお伺ひして置
きます。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上
げます。御承知の通り地方財政委員
会は、地方の自治団体が財政需要と財
政収入といふものを予定しまして、そ
れを書いて出すことになつておりま
す。その点におきまして地方財政委員
会が良識を以て査定をする等ござい
ます。同時に一面地方公共団体は今度
の法律によりまして余り寄付をとり
はけない、即ちシャウブ勧告から申
しますれば、四百億を三百億だけ寄
付をやめて、そしてその三百億に代
るべきものを地方財源として與えたとい
ふことになつておるといふ趣旨を汲ん
で、恐らく地方団体におきましても、
この趣旨に副うような財政計画を立て
て來ることと思ひます。同時に地方財
政委員会もそれに副うた審査をし、勧
告をすること存じております。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ご
ざいせんか。
別に御発言もございせんやうで
ございますが質疑は盡きたものと認め
て御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(岡本愛祐君) 御異議ないと
認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方はそれ／＼賛否を
明らかにしてお述べを願ひます。

○西郷吉之助君 私は只今審査して
おりますところの地方税法案に對しま
して賛成の意見を表明いたします。御承
知のごとくこの地方税法案は先の国会
におきまして参議院の多数によりまし
て否決せられ、その後両院協議会にお
きまして意見の一致を見せんで遂に廃
案となつたものであります。然るに政
府におきましては、この第八国会にお
きまして先の政府の原案に對しまして御
承知のごとく多少の修正を加えて再び
提案せられたのであります。即ち今回
の政府原案によりまして、附加価値税
の実施を一ヶ年延期し、更にその代り
に旧税法にありました事業税を生かし
ました。第二には固定資産税率一・七
五を一・七と軽減いたしました。更に
固定資産税におきましては、その他の
細い点等も多少の修正を加えて來たの
であります。これらの諸点は大体先般
の国会において我が参議院におきまし
て修正案を作りましたが、結局にお
いて関係方面の同意を得なかつたので
あります。その際作り出した修正の要
点が多分に今回の政府の原案に織込
れておるのであります。今回衆議院に
おきまして更にこの地方税法案に修正
を加えたことは御承知のごとくであ
ります。即ち附加価値税におきまして
その実施を更に一ヶ年延長いたし、固
定資産税の税率を更に一・六と軽減し
たのであります。よつて参議院の本委員
会におきましては、衆議院において修
正可決せられたところの地方税法案に
對しましてこの委員会におきましてあ
らゆる角度から十分なる審査を加えて
参つたのであります。然るところ去る
二十八日社会党並びに国民民主連の共
同提案によるところの修正案が我が参
議院にも提示せられたのであります。こ
れらの諸点を十分検討いたしました。こ
ころ、個々の点におきましては我々も
賛成すべき諸点があるものであります
が、全般に亘りましてはこの際更に慎重
に検討を加うべきものありという結

論が、明確に国民の輿論が対
立してあります現段階において、私

段階においてこの地方税を施行し得る
ことと政府は確信しておりますから、
私は余り混乱が起きないで立派に地方
財政の側に當る人はこれをこなして行
つてくれるものと確信しておる次第で
ございませう。

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないと
認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方はそれ／＼賛否を
明らかにしてお述べを願ひます。

○西郷吉之助君 私は只今審査して
おりますところの地方税法案に對しま
して賛成の意見を表明いたします。御承
知のごとくこの地方税法案は先の国会
におきまして参議院の多数によりまし
て否決せられ、その後両院協議会にお
きまして意見の一致を見せんで遂に廃
案となつたものであります。然るに政
府におきましては、この第八国会にお
きまして先の政府の原案に對しまして御
承知のごとく多少の修正を加えて再び
提案せられたのであります。即ち今回
の政府原案によりまして、附加価値税
の実施を一ヶ年延期し、更にその代り
に旧税法にありました事業税を生かし
ました。第二には固定資産税率一・七
五を一・七と軽減いたしました。更に
固定資産税におきましては、その他の
細い点等も多少の修正を加えて來たの
であります。これらの諸点は大体先般
の国会において我が参議院におきまし
て修正案を作りましたが、結局にお
いて関係方面の同意を得なかつたので
あります。その際作り出した修正の要
点が多分に今回の政府の原案に織込
れておるのであります。今回衆議院に
おきまして更にこの地方税法案に修正
を加えたことは御承知のごとくであ
ります。即ち附加価値税におきまして
その実施を更に一ヶ年延長いたし、固
定資産税の税率を更に一・六と軽減し
たのであります。よつて参議院の本委員
会におきましては、衆議院において修
正可決せられたところの地方税法案に
對しましてこの委員会におきましてあ
らゆる角度から十分なる審査を加えて
参つたのであります。然るところ去る
二十八日社会党並びに国民民主連の共
同提案によるところの修正案が我が参
議院にも提示せられたのであります。こ
れらの諸点を十分検討いたしました。こ
ころ、個々の点におきましては我々も
賛成すべき諸点があるものであります
が、全般に亘りましてはこの際更に慎重
に検討を加うべきものありという結

論が、明確に国民の輿論が対
立してあります現段階において、私

論に達しました。如何にせん今日は会

期は切迫いたしておりますし、十分な検討を加えておる時間等もございせんので、今回は遺憾ながらその共同修正案には参加しないことに決定したのであります。さような経過でありましたけれども、今回のこの地方税法案が、全くそれでは我々が満足すべきものであるかどうか、そうではなく、これにつきましてはまだ全般に亘りまして十分今後検討を加えるべき諸点があるものであります。併しながら先般地方税法案が廃案となりました結果、地方の財政に對しましてはその後政府において応急の措置を加えては参りましたけれども、その応急措置というものは、御承知のごとく十分なものではなく、全国の公共団体においては頗る困難な状況に現在あるものであります。でありますから、我が緑風会におきましては、これらの点を勘案いたしまして、若し今回これが否決せらるるようなことがありましては、地方の財政は更に困惑を來たし、或いは地方の財政は破綻に瀕するやも知れない現状にあること等を鑑みまして、今回はこの衆議院において修正可決せられましてこの政府の案に對しまして賛成をいたす次第であります。併しながら今後とも我々はこの政府の今回通りまするところの地方税法案について十分検討を加えることは勿論であります。以上のような理由によりまして、緑風会はこの地方税法案に賛成するものであります。

○相馬助治君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題に供せられております衆議院より回付にかかる政府原案並びにその修正案に對して反対

の討論をするものでございます。

岡野國務大臣の提案理由の説明書を見ますと、政府は前国会における論議に鑑み、且つは法案成立の遅延に伴い原案に若干の修正を施して云々と書いてございまして、先に廃案となりまして法律案と、今般提案にかかると、そこにはこの法律案に對する国民の輿論、公述人の公述、前議会の論議などというものは殆んど取入れられておらない、無視されております。いわば廃案になつたものと内容は殆んど変わらないものを、我々の前に再び提案したということができるかと思つております。このことから見ますと、政府は、先に廃案となつた法律案をより理想的なものに向つての修正の努力は全然試みられていなかつたといふことを断じ得るかと思つてございします。本法案は由來先になされたシャウプ勧告に基いて立案されたものであります。その財政強化を図る意図を以て、その財政強化を図る意図を以て、シャウプ勧告の趣旨に基いて、地方税を改正しなければならぬといふことに對しましては本員は賛成でございします。が、この地方税法案を見るに及んで、一点懸つて指摘しなければならぬ点、曾て政府がシャウプ使節團に出された資料というものが極めて欠陥誤謬に満ちており、且つ日本の地方財政の現状を率直に説明するものではなかつたといふことを指摘することができるかと思つております。今西郷委員が討論された中にも、不満足な点が多々あるが、止むを得ず賛成すると申されておられますが、この不幸、この悲劇、これはすべてここに発したと言

い切つても過言ではないと思つてございします。次に提案理由の説明を見ますと、地方公共団体の現状は相次いで負荷せられる任務の重いのに比べて財政力は微弱であり、ために地方自治は財政的に破綻に瀕していると言つてございしますが、その通りであります。そうしてその救済策として当然ここに地方税収入を拡充し、地方税制の自主性を強化して地方自治の根柢を培うことを目的としてこの法案を提出したと謳つてありますが、恐らくは本法案成立によりまして、反対の、政府が狙ひましたことはまるで反対の破綻の状況が我々には懸念されるものでございします。そこで本法案の提案理由には、国民の地方税負担の合理化及び均衡化の徹底を図る必要があると謳つてありますが、事實はこれ又反対でございします。これは後に具体例について触れて参りますが、要するに本法案につきましては、今次国会になりまして、我々地方行政委員の机上に山と積まれた陳情書、請願書だけを見ましても、且つ又先の公述人の公述会における公述によつて見ましても、本法案が極めて不満足な矛盾に満ちた内容を包蔵しているものであると我々は断ぜざるを得なかつたのでございします。従いまして我々日本社会党は、この国民の輿論に應へるべく、衆議院より回付された原案に對しまして、各派共同提案を以ていささかなりとも修正を加え、そうしてこれをよりよきものに作り上げんとするの努力を連日に亘つて試み、敬虔な気持を以て各派にその賛同を求めたのでございします。が、結果は不幸にしてその同調を得るに至

らなかつたのでございします。従いまして我々は事ここに至りましたが故に、飽くまで勤勞大衆の負担軽減と地方自治振興並びに地方財政確立という基本線に沿ひまして、次のような一つの修正意見を持つに至つたのでございします。従いまして私は日本社会党の修正意見を加へつ、政府原案並びにその修正案に對しまして反対の討論をなさんとするものでございします。

總括的に申しまして、本法案によつては税負担はいよ／＼増大するでありまして、政府は減税されると申しております。地方税が増税し、国税において減税され、併せて半強制的な寄付の軽減によつて国民は減税されるといふことを申しておりますが、事態はまるで反対の結果を生むことは、本法案が明瞭にこれを指摘してゐると思つております。なぜならば、本法案によりまして、課税対象が極めてその捕捉に不明瞭なるものが多いのでございします。尙地方自治の現実に照らし、例へば固定資産税の評価並びにその徴税一つを取上げて見ましても、實際にその評価は極めて困難であります。と共に、結局するところ、實際は予定額を上廻つて徴税される危険性があるものであります。このことは政府みづからが本法案の提案の中にこれを物語つてゐることは、すでに我々の知るところでございします。特に衆議院において成立いたしましたあの案を見ますと、附加価値税実施を二ヶ年間に延期して、事業税並びに特別所得税を取るといふふうになつております。が、これはいよ／＼大衆收奪の形を露呈したものであり、中小企業者に對してより大なる圧迫を加へるものでござ

いますと共に、今までの政府の極端なるデフレ政策によりまして、一部巨大資本家は別といたしまして、各階層とも甚だしい収入減となつてゐることは我々のすでに知るところでございします。特に本法案において農林事業に對しては、資産税を免除するといふような手心も加へられはしておりますけれども、ひとり農村だけはおきまして、現在の極端な現金収入の段階におきましては、總体的に本法案は増税を意味するものであります。而してこの国民所得の減少、收縮と本法案と對象するとき、国民の負担はいよ／＼増大し、實質上甚だしい重税となるであらうといふことが我々には思われるものでございまして、これが私共の反対の一つの原因でございします。

次に本法案によつて税負担の公平を試み、均衡化を行つたと思つて、事實はまる／＼切りの反対の結果を生むであります。總体的に本法案は、大所得者よりも、小所得者に多くの税金をかけて来るように相成ると思つてゐます。いわゆる弱者いじめの税制といふのはこのやういふものを申すと思つてゐます。上の方が軽くて、下の方が重い、軍艦税金とはかかる税率を持つところの税法を指すのであると言わざるを得ないと思つてゐます。

これが反対の第二の原因でございします。第三には、本法案の成立によつて、先程触れましたやうに、衆議院の修正によつて尙一層中小企業への圧迫となるであらうと思われましますので反対するものでございします。

次に、最も我々が本法案の成立に連關して関心なきを得ないのは教育財政の問題でございします。御承知のやうに日

本が文化国家として再建せられ、
ために、我々は次の時代を背負う子
供たちの教育にはあらゆる犠牲を拂つ
てもその努力を傾倒すべきことは今
更論を待ちません。然るに拘わらずこ
の法案の成立によりまして、義務教育費
すべてが地方財政の下に懸置せしめら
れるのでございます。皆さんもすでに
御記憶であろうと思ひますが、昭和
六、七年頃までの、あの日本の教育界
の現実、小学校、中学校の教員給与と
いうものが、貧弱なる、脆弱なる地方
財政の下に賄われておりましたため
に、俸給不拂いという現象を初めとし
て、実に悲しむべき幾つかの事例のあ
つた通りであります。そういう観点か
らこの教育財政が、地方財政の下に必
然的に懸置せしめられることを意味す
る本法案に対して私は少くとも敗戦国
民の責任において反対せざるを得ない
ものでございます。次に寄付金の問題
であります。政府はシャウブ勸告
の趣旨に従つて、寄付金を減らして、
結局するところ国民負担の均衡を図る
と申しておりますが、強制寄付であ
るとか、或いは任意寄付というものは、
その区別極めてこれはむづかしいもの
であることは今更論を待ちません。従
いましてこういうふうな法律案の成立
によりまして、政府の意図するところ
とは反対にこの寄付金というものが、
国においても地方においても次々に形
を要えていわゆるみずから進んでなす
ところの任意寄付であるという美名の下
に行われることは、火を見るより明ら
かであらうと思ひます。これ
に対しては甚だ消極的な立場から法的
措置を試みておりますが、積極的な
法的措置を行わない限り、これは極め

て問題であらうと思ひます。
總括的にはそのようであり、
が、私は以下、誠に長くなつて恐縮で
ありますが、日本社会党が意図しま
したところの修正意見を加味して各税
目について一言簡単に触れて参りたい
と思ひます。先ず都道府県普通税の附
加価値税の問題であります。この
附加価値税は日本の現実並びに税制の
理論的立場よりも我々の首肯し得ない
ものでございます。従つて我が党とし
て特に、その廃止を先般来強力に要望
して参りましたが、今日においてもそ
の見解は変わっておりません。この附加
価値税の実施が停止になりました二ヶ
年間事業税及び特別所得税が行われる
のであります。このことについて
反対の意思は先程申し上げましたが、こ
れが若しも成立して取られるならば、
我が党としては免税点を基礎控除に改
めて、その額を四万円とする、事業税
の非課税範囲内に農業協同組合、生活
協同組合及び連合会、中小企業等協同
組合及び公益性を持つ新聞事業、この
いうものを加えることを主張するもの
であります。その税率におきまして
も、普通法人税におきましては、政府
案によりまして百分の十二でありま
すが、これを百分の十に、特別法人
税におきましては百分の七に、個人に
おきましては、第一種事業は百分の
十、第二種は百分の七と主張するもの
でございます。特別所得税につきまし
ても、第一種業務に關しましては百分
の五・三、第二種業務に關しましては百分
の七、これを要求するものでござ
います。

次に市町村民税におきましては、現
在の賦課方法によりますと、どうし
ても勤勞階級に重くなつて参ります
故に、個人に對しましては均等割、資
産割、所得割、法人に對しましては均
等割、資産割、資本金割を加えまし
て、個人負担を軽くするような操作を
要求するものであります。個人に對す
る均等割におきまして、政府原案と
異なりまして、我々といひましては
は、人口五十万以上の市においては四
百円、五十万未満の都市におきまして
は三百円、前二号以外の市町村にお
いては二百円、これを提案し、同時に同
一世帯内の稼働人員に對する均等割は
通減制を主張すると共に、農業を
ただ一つの収入源とする者に對しまし
ては、その世帯にのみ課税せよと主張
し、同時に非課税範囲の中には、失業
者、次に六十歳以上の勤勞による生計
者であつて、前年の所得十万円未満の
ものを含み、次に農業協同組合、消費
組合、中小企業等協同組合、漁業協同
組合、水産加工協同組合、それらの連
合会、これらのものをこの中へ加えん
ことを要求するものであります。と共
に、税率は所得額の百分の九を我々は
主張するものであります。従いまして
この減らす分は、先程申しします通り
に、法人税により負担を重くしてこ
れを賄ふと主張するものでございま
す。固定資産税につきましては、農地
以外の土地及び家屋については、政府
原案によりまして九百倍であります
が、五百倍を我々は至当といひまし
す。自作農創設特別措置法第六條に規
定する価格の二・五％の調整係数に
課するものといたしますと共に、こ
の倍率は昭和二十五年二月一日以降に
おいては、農地の法定価格が引上げら
れたときは、これに應じて引下げる措

置を講ずることを主張するものでござ
います。その他この問題につきまして
は、固定資産税の問題といふものは極
めて大きな市町村の財源でございま
すが、これを我々は政令の定めるところ
の積雪、寒冷地帯及び平均降雨量を
常に越える地帯に於いては、農地以外
の土地家屋は貸賃価格の四百倍、農地
については調整係数の十倍これを要求
するものでありますと共に、非課税
の範囲につきましては先程来ずつと申
しましたような協同組合にかゝる資産
及び農業用償却資産、遊休施設、未稼
働資産、それから隧道、小型漁船、
学術用並びに試験用、研究用の諸施設
及び海運業、地方鉄道軌道業、発電事
業、ガス事業、この事業の固定資産の
評価に關しまして、地方財政委員會の
定めるところによつて、一定率の減額
をすることができるといふ法的措置を
加える必要を認めるものでございま
す。免税点は、原案によりまして三
万円でございますが、これは五万円
を妥當といたします。且つ家賃、地代
の転讓を防止するための法的措置も必
要であらうと存じます。特に私はこの
固定資産税に對して声を大にして述べ
たいことは、第三十五條の問題でござ
います。私は、我が日本社会党は、こ
の條項の全面的削除を要求します。何
故ならば一・六というのは、本年度の
標準税率でなくて一つのこれは仮定税
率となつておりますからして、市町
村のやり方によつてこれは取り過ぎ
る危険がある、恐らくこれは取り過ぎ
定しておりますが、政府も又それを予
定しておりますが、このことにつきま
しては当然これを取り過ぎたら返す

か、税金を余計取られたものは返して
貰う権利があります。返してやるか或
いはこれを来年に廻す措置を講ずべき
であります。而も第三項においては、
本年度だけではあります、財政委員
會に於いて税率を要するが、これを国
會並びに政府に報告すればよいと申し
ております。丁度これが昭和二十六年
一月であります。折から通常國會も開
かれておるときであります。従いまし
てこれは當然國會の審議權を尊重する
という立場から申しまして、以上二つの理由によつ
て、私は第三十五條を全面的に削除
せよと主張するものでございます。遊
興飲食税につきましては、勿論常識的
に言う遊興といふものに關する奢侈的
な税金として、これを十分考へなければ
ならんことを主張するものでありま
す。電気ガス税につきましては、電気
ガス税は、その使用量を課税標準とし
て課税することを要求します。政府原
案は料金を課税標準としたておりま
すが、この細長い日本の国土は北の端
から南の端まで電気料金の標準率とい
うものは適當でないといふ点から考へ
ましても、当然これは使用量を課税標準
とすべきであらうと存じます。次に非
課税につきましては、電気ガスを使用
するといふことでなくて、例えばセメ
ント工業のごとき、或いは電気自動車
施設規則による電気自動車充電の事業
のごとき電気であるとかガスであるとか
いふものを使用するといふだけにな
くして、一つの生産の原料とし、資材と
するようないふ事業はおしなべて
これを非課税とすべきであらうと要求
するものであります。特に農業用電力
に課税してはならないと主張いたしま

す。灌漑或いは排水或いは脱穀調製、これらの電気使用量というものは、不思議なこと日本に現状においては米価決定の中にこれが勘案されておられる。この一つを見ても政府は農村の振興の面からこういう使用料は軽減するが乃至は排除する措置を講じてこそ当然であり、これに向つて課税するといふことがときには、誠に以て農村の窮乏であると言わざるを得ないと思ふのであります。入場税につきましては、国及び公共団体の営む動物園、図書館、博物館及び展覧会を非課税とすると共に、その税率は現在百分の百であります。これは五十とせよと主張いたしましたが、その他の税種につきましては、電話、金庫倉庫住宅、使用人税は存続せよと主張いたします。電話税を課するといふことにつきましては、相当問題もあると思ひますけれども、我々といひましたも、ただ単にこの税金も取つてはならない、あの税金も取つてはならない、これも安くしろ、あれも安くしろといふことがときどき言ふべからざるものであつて、日本の現実から推して、我々は以上申した税といふものは存続せよと主張すると同時に、年額百億円を超えております不動産所得税は五十万円を免税点といひました、今後もこれを存続せよと主張いたします。そうして半面自動車税、荷車税、接客人税、これは廃止せよと主張いたします。次に酒の消費税、これは地方税に廻せよと私は主張いたします。御承知のように酒の消費税といふのは昨年度五十億あつた筈であります。これを今度は国で以てその財源を取上げておる。そうして酒でも安くしてそうしてふんだんに飲ましてや

ろうというなら格別のこと、酒の値段はそのまゝにして、そうして酒の消費税だけを国で取上げておるといふこの形に反対であります。これを、これを地方税に返せと主張するものであります。

以上において各税種目についての討論を終るのであります。次に地方財政平衡交付金並びに地方財政委員会の問題に連関いたしまして、この四月から七月の空白及び酒税による地方税の減収分は是非ともこれは平衡交付金をより増額して賄ふなければならぬ。特に先程述べましたように教育財政は、後程これは特別に立法的措置が行なわれなければならないと要求いたしますが、差当りこの平衡交付金の増額によつてこれは今日我々は何とかアンバランスの生じないような方策を講ずべきであらうと要求するものでござります。

尚先程酒の消費税の問題につきまして、全部国で取上げた私は討論いたしましたが、国税の附加価値税として五％だけ、雀の麻雀だけ地方税に廻つておりますから、私はこれは全額地方税に廻せよと討論を間違へました。これを元の形に戻せよ、このように言ひ直して置きます。

次に地方財政委員会につきましては、労、農、中小企業代表者を参画せしめまして、その機構並びに運営の民主化を図るような法的措置が必要であらうと思ひます。

最後に罰則の問題であります。税務職員が徴税に關して不当な行為を行なつた場合には、これを嚴重に処罰する規定が必要であります。なぜならば税金を取られる側は非常に苛酷な懲罰

を受けております。御承知のように自転車の税金は二百円でありまして、これを不申告の場合には過料として二万円取ると規定がしてあります。このように取られる方には酷な罰則がある。取る方に対しては当然これに見合つたところの処罰規定が必要であると主張いたすものであります。課税決定につきましては同業組合の関與を認め、これを法的には税金の民主化のために税務協議会というものをを作り、労、農、中小企業代表者を加えてこれを民主化して、これに決定権を或る程度與えるという措置が必要であらうと思ふのであります。總じて罰則に關しましては、この取られる側についての余りにも苛酷な取締りといふものは、これを緩和しなければならぬと主張するものであります。

以上要するに各税目につきまして我が日本社会党の修正意見を加へつつ、討論を行なつたのであります。要するにこの原案並びに修正案は、その提案理由に相反して極めて矛盾に富んだものであり、現在の日本の地方自治に適合しない結果を生ずる危険性があると考えますが、私はここに日本社会党を代表いたしまして断乎として反対の意思を表明するものでござります。

○石川清一君 私は第一クラブにおりますけれども、第一クラブを代表するといふのではなく、全国的に職能政党であると言われております農民協同党から出ております関係上、農村を基礎と申しますか、農業を基礎と申しますか、農村に取巻かれてゐる小市街の中小企業者の現実の姿から見まして、私は

は本案に対して討論を行いたいと思ひます。私初めて国会に出て参りまして、前第七国会を通じて地方税法が非常に長時日の間討論されて、否決になりました。反響は、納税をする国民の側におけるいろいろの批判と、当然町村並びに府県の財政を担当してありますものとの間に相反する意見が行われておりました。その間各党派においてより協議をいたしまして妥協案と申しますか、修正案というものが生れまして、前に出されました案より、より以上民主的な納得し得る修正案を望んでおつたのでありますけれども、不幸にいたしまして衆議院においては本質的に變ることなく、僅かに附加価値税の一年延期と固定資産税における〇・一％の税率の引下を見たのみでありまして、何ら本質的に變り得ない修正案が本院に送付されました。本日社会党における反対意見並びに修正の詳細なものを加へました修正案が出ましたけれども、その他においては各党派は原案賛成のような意向でありました。私自身といたしましては、この中間における修正案が出ると思ひましたら喜んで賛成し得る立場にあるのでありますけれども、残念ながら前国会以来本質的に變り得ない修正案でござりますので、反対せざるを得ないわけでございます。

詳細に亘つて討論を続けたいと思ひます。前に申したように、今日置かれておりますところの農村及び農村に取巻かれておる小市街といふものは、終戦前後の日本における失業群の大半を迎へまして、今日国家が当然行ふべき失業事業を全部農村が負担を

し、更に都市におけるところの實質的な復興も農民自身の日夜機嫌ない努力によりまして、いわゆる低米価、更に低収入によつて国家再建を見ておるものであります。農民自身は與へられております憲法の條項に従ふ文化的な生活を実に許されるかどうかといふことを、自分自身が経済的な自由なくして、人格の平等は期せられないといふ立場に立つて見ました場合、残念ながら同感をし得ないのでございます。今日この地方税法は所得税法と並行いたしまして当然国民の負担と相成つて参りますが、国家の財政の面では、今までの説明により、前国会を通じて或る程度の国税の軽減はなされておると言われておりますけれども、国税の減額されましたものは、価格差補給金の減少或いは債務償還となりまして、實質的な経費の軽減は行われず、逆に肥料補給金の廃止が肥料価格の値上となりまして、すでに三割五分乃至七割以上の肥料の値上を見まして、当然これは農民自身の或いは農村に取巻かれておる小市街の負担において解決しなければならぬような状態に迫られておる。本日の上におきまして、これらの点に對しまして池田蔵相は農村の収入減を認めまして、この高米価によらなければ、高農産物価によらなければ農民並びに農村に取巻かれておるところの小市街は到底生活はでき得ないと思ふのであります。けれども、昨年の十月米価審議委員会におきまして全会一致によつて決定されました四千七百円、而も政府の公約いたしました超過供出三倍を二倍に引下げるという……この国民的な立場において決定された米価すら一蹴いたさ

れまして、四千二百五十円という低米価が我々の予期に反し、我々の生活を根柢から覆し、我々に與えられた文化的な生活を否定するごとく実現いたしましたのであります。本日もかように高米価によらなければならぬということを申されたのでありますけれども、自由党内閣が今日まで唱えましたところの宣伝は、すでに満腹をいたしまして下に下痢状態に入つておる。池田蔵相が如何に高米価を唱えまして……高米価を取らなくても、すでに今実施されようとしておる麦の価格が決定され、約束されましたところの超過供出が若し二倍になつて決定をいたしましたといひましたならば、何も今日高米価を唱えられなくても、これで国民はその實質的な価格、實質的な賃金を公約することなく、その経済的な情勢に合して実施された場合には、何ら公約の要求はいたさないと存じております。かような中におきまして、本年課せられておりましたところの所得税の残額一千一百余億というものは、当然徴収をする、上昇の如何に拘わらず徴収すると申されておりますけれども、今日所得税法が改正になりました一応課率は引下げになり、基礎控除、扶養控除はそれ／＼一万五千円から二万五千円、千八百円が一万二千円の扶養控除となりましたけれども、この基礎控除の計算というものは、税務署が一方的に作るものであります、見積りの過大、必要経費の算定或いはいわゆるその他の見積りは都市小売市場並みに今まで決定されておるものであります、これらの決定を一方的に見ました場合には、何ら實質的な税金の、所得税の減少は、減額は見られないことは、今までの経験から

ら割出して痛切に考えられておるのであります、真に所得税の減額は、大蔵省自体が均衡予算を守るといふ線と、どこまでも国の予算に一応計上されまして、このぎり／＼の線だけを押しやるということが下部税務署或いは吏員にまで徹底しないと、今までの官僚の心理からいたしまして、当然水増し課税が行われる。收斂的な課税が行われる。而も地方税よりも国税を第一とする今までの慣習の中からは、当然地方税の財源は與えられたところの自然の環境、日本人の感情の中で、日本人の今までの慣習の中では、到底明年四月改選を前にする市町村長、地方自治の実権、或いは選挙の事態から考えまして、混乱するばかりであつて、真に妥協なる公正なる徴税は私は行われぬ、かように考へておるわけでありませう。こういうような幾多累積される中に、それ／＼第七国会から論議されておりましたが、一昨日でありましたか、自由党、民主党を含めました水産委員会或いは農林委員会更に運輸委員会からは全会一致というような形式を以ちまして、強硬な申入れ、再確認の申入れがありまして、ここにも私達は一体政党内、それ／＼委員会におきましても、その党に從つたところの原案の支持が行われないのだからかという疑いを持たされたのであります。この疑いのよしあしにつきましては、私議会議政治を通じて更に新たな観点に立つと思つてありますけれども、今日は誠に淋しい氣持を持つておるのであります。こういうようなかで討議を中心にして地方税を考へました場合、先ず

第一の疑点になりますのは、五百二十億の固定資産が、第七国会で一七五、更に第八国会には一・七、更に修正をいたしました一・六、實質的な五百二十億について何にも変りがない限りこの事態はどうにもならぬ。勿論償却資産の推定についてはそれ／＼三つの方法がありまして、困難だとは言へ、国民の税金に關することです、長い間かかつて資料も持つておることと思ひますから、これだけ混乱の中に浮沈するところの資産であつても、その推定については今少し明確な線が出て来なければならぬのではないかと存じました。そのことにつきまして、すでに昨年シャウプの勧告以来今日まで続けられておる中に何ら結論を見ないの、僅かに百一名の地方財政委員会が八月仮にできるといひましたけれども、八月一日から二十六年一月十日までに結論を出し得るかどうかということにつきましては、大きな疑問を持たざるを得ないのであります、この点についても私のみならず、国民全部と言つてもいくらか大きな疑問を持つて共に、償却資産の課率につきましては脱税を中心とした考へ方が相当強く起つて来るのではないかと考へますが、この事實は政府の責任でありまして、ますます国民に反税思想を、こうした数字の面から起さしめるといふことも新たに考へなければならぬと感じております。こういうような幾つかの矛盾を持ちながら、更に附加価値にいたしたとしても先程も質問申上げましたが、実はこれは中小企業者のために今までの事業税の欠点を救ふのだというところが第七国会におきましても、今国会においても論議され、さような答弁があり

ましたけれども、その實質的な裏付けをいたしましたのは、都道府県知事がその事業税率の変更にについては、予め地方財政委員会に申出なければならぬというふうな條項だけでありまして、執行機關の力よりないところの地方財政委員会がこれに對して平衡交付金或いはその他も絡む複雑なものに立至らないような状況を考へましても、この中小企業者の自家努力による経営者の困難は更に二三年続くといふことを見ましても反對せざるを得ないのであります、いづれの観点に立ちましても、法全体をめぐりまして本日提出された経過については誠に遺憾の意を表せざるを得ないのであります。特に論議されたのは農業協同組合並びにその他の協同組合でありましたが、私の党はどこまでも独占資本の收奪、古來或いは金融商工資本が戦争を誘発するやうな行為に對しては、どこまでも反對をいたしまして、中小企業者は勿論のこと、農民自身も又協同組合の精神によりまして總力を凝集して、總力と申しますよりも技術のある者は技術、資力のある者は資力、能力、資力を出しまして協同の生活を自治体の中の自然環境の中に作り上げようという建前を持つておるものであります、今日官僚の支配、官僚の前に媚びなければならぬといふところの町村の苦しい過去の経験から流れておる実態を眺めて見たならば、却つて法人の性格は、自然法人としての町村よりもこの経済的な有機体であるところの協同組合の方が日本の民主化のために、日本政治の民主化、日本経済民主化のために大きな役割を果しておるのであります、この大きな日本民主化と真に経済

の安定、民生の安定、更に日本の頽落せる道義の高揚といふ幾つかの面を担つておる協同組合に對する課税、並びに協同組合の有しておるところの固定資産に對する一律的な課税に反對をせざるを得ないのであります。更に農業協同組合は終戦以前に農業会と申しました。曾て東條首相並びにこの軍閥が防共協定を結びまして、東洋に入つて来るところのソ連の力、共產主義に對しまして戦いを続け、一応天皇を支持するといふ伝統的な考へ方、このよしあしは別でありましても、こういうやうな立場にひたむきに動いて来た農村のいろ／＼な役割を担つて、命ぜられるままに農業会といふ名を附せられたのでありますけれども、遂に不幸にして戦犯の名に加へられて、解散を命ぜられ、その資産を受け継いだ農業協同組合は戦争中におけるところの国民の真の血のにじむものを受持つて行く、終戦後におきましては、食糧、殊に或いは戦災者の救済或いは更に／＼引揚者、これらのものを一手に引受け、いわゆる農民の当然受けるものも肩代りして引受けたといふ公益的な性格を持つておるのであります、今まで曾て營利を對象として、資本に物を言わせて事業を行つたところの経験もなければ、そうした仕事を考へた役人の一人もないといふ性格のものにまで課税をしなければならぬといふやうな考へ方については、根本的に反對をいたしますと共に、更に農地に對して新たに加えられるところの高率的な課税、一応収益力を基礎とし、今の與えられておりますところの地租を中心にして考へた場合、大体七倍くらゐに安当であるといふ額を任意に二十二・

五倍、約九百倍に引上げてボツダム政令によりまして、農民を農奴的な生活から解放して、一応国民的な、人間の立場を與えるといふところの日本解放の至上命令であるところの農地に對して、再び高率な、重圧的な課税をいたしまして、會て軍閥にその全部を支配された昔の農村に引戻そうとするごとき惡税に對しては、今暫く反對をせざるを得ないのであります。こういうような幾つもの矛盾は、今日日本が置かれておりますところの東洋のいろいろな情勢、更に國際情勢とからみまして、真に再び農村が日本の食糧の面において、人口問題の解決の面において、その他の面において宿命的に担わなければならないものを政府が一方的に措置をいたしまして、この混亂を再び農村自体に起さんとする考え方、これに對してはごまかでも反對をしなければならぬのであります。こういうような一連の考え方を見まして、当然農村は一応今までの農奴的な生活から幸うじて人間の面に、仄かに引上げられたのであります。再び農奴的な生活に墮落をさそうとする惡意的な法案に對しては反對せざるを得ない。併しながら幸いにいたしまして、本日池田蔵相の言われるごとき農民に或る程度の生活を保障し、経済的な自由を與えて、真に人間の平等を與えるような米価が設定せられ、更にそれらの農産物の価格は四、五年も続いで、一応農民が人間の生活の喜びを得、農村に取り巻かれておる小市街において饑死、倒産者もないというような状態になつて来た場合には別のものでありますけれども、終戦後五年、漸く起ち上ろうとする農村の二葉を摘み切

るがごとき法案に對しては反對をせざるを得ないのであります。具体的問題、罰則につき、或いは免稅の引上げその他につきましては、それ／＼逐條の場合に審議をいたし、それ／＼申上げると共に、万一この法が通過いたしましたときの地方財政委員会の措置、その他については伺いをいたしてありますので、概要申上げて反對の討論を終ります。

○岩本哲夫君 私は国民民主黨を代表して、本法案に不満であります。が、近き將來修正を求めたいという權利を保留いたしまして賛成の意を表したいと思ひます。

賛成をいたします理由の理由は、衆議院送付の案が不足ではありますけれども、よりよくなつたという点、特に地方稅法案の特色、主體をなす附加價値稅がともかく昭和二十七年の一月一日まで實施が延期されたと云うような点等に鑑みまして、先づ一応この辺をいたしましては了承すべきものであるというの一点。第二点は若し本國會で、この法案が否決になつた場合には、地方自治體の財政の上に非常な混亂且つ困難を來たすだらう、これが延いて地方自治の行政上に好ましからざる事態が起ること、日本の民主化を推進する上によいことではない。又國民の納稅に關する氣持を混亂に導き、或いはこうしたことによる社会秩序を破壞するの虞れがある等に深き考慮を拂つてのことが第二の点であります。第三の点は、朝鮮事變等のその後の深刻化、更に國際情勢の變化の實情に鑑みまして、この客觀情勢に鑑みまして、この際この法律案は忍ぶべきを忍んで今國會は通過すべき

である、かような、以上の三点の見解に基きまして、本法案に賛成をいたす趣旨をいたしたのであります。

であります。ただ私は、先程申上げましたこの法案は不満である、或いは近き將來修正を希望するといふことを附帶條件的に申上げたゆゑを申上げて見たいと思つてあります。不満とするところは、政府がこの地方稅法案に對する熱意が……どの辺がまじめ考へられておるか、良心的に疑わざるを得ない点を指摘したいのであります。元來先の國會に政府が提案されたときには、シャウプ使節團の勸告に基いて、或いはこれをその計數の上で金額を増加し、或るものにはこれを軽減し或るものには取捨選択のいろいろの……政府が又關係方面と折衝して本法案を第七國會に提案された実情に鑑みまして、シャウプ使節團の指示せられることをそのまま鵜呑みに写真写しに出した法案ではない、やはり政府が努力をして、適切な資料を出して適切な稅法に組み上げる努力と熱意があるならば、もつと、こんなに國民總力的な反對の状態に達せずして、日本の地方自治或いは日本財政の、経済の上に貢獻する、いわゆる中央、地方の稅制改革の趣旨が達成されたであらうと私は思ふのであります。ところが今申上げます通り、政府の熱意が足らない、或いは中には間違つた資料、間違つた意見等が具中されたかどうか知りませんが、第七、第八國會を通じて、尙全國から澎湃として起つておるこの反對、悲痛なる陳情の實情は、如何に政府が、この法案は中央、地方を通じて減稅になるんだ、或いはその負担が重くならないんだと言つていろ／＼説

明をいたしましたけれども、そこに大きな問題が潜んでおるわけでありまして、第七國會においては、これが一言半句も修正ができないのだという非常は政府の強い意見でありましたが、我々參議院におきましては、このままこれを通過せしめることは却つてよいことではない、かように考えましたので、否決いたしました次第であります。これに倣ひまして、兩院協議會で政府を代表する、いわゆる衆議院を代表する與黨幹部各位が出席されて、我々參議院を代表する參議院の意向との協議を進行する過程において、衆議院を代表する政府與黨の幹部諸氏は、相當大幅の修正意見を最後の案だと言つて第三番目に出したのが夜の午後九時過ぎであります。この政府が第三番目に思ひ直したか、考へ直したか出した修正案は、關係方面のOKが取れておるかとか我々が質問をいたしましたところ、取れます自信があると言つたことは速記録に現れておる通りであります。これは今詳細に申しますれば時間を要しますが、例えば固定資産稅の倍率を七百倍にするとか、或いは附加價値稅の倍率を低下いたしますとか、遊興飲食稅のそれ／＼比率を相當大幅に引下げる、その他各般に亘つて大幅の修正を提案されたのであります。それが、それも參議院の方をいたしました。けれどもも同意し難いといふことで、協議がまとまらなかつたのであります。地方財政が今日まで非常な困難な状態に立ち至つたにつきます。政府が直ちに回稅法の復活の措置をとらずして、舊態放任の姿であつたから、今日地方財政が財政上非常な困難を來たし、やれ平衡交付金であるとか、それ

預金部資金の流用であるとかいつたりいふ困難な手段が講ぜられても、尙地方財政は困難な状態に陥つておるといふことは、政府は參議院の責任だと言つておられますが、我々は挙げて政府、與黨の責任である、早く政府がこうした措置をとれば、かような事態は起らず、又できない相談のそうした修正意見を兩院協議會に院議を代表して、衆議院四百六十五名を代表して、提案されて、而も關係方面のOKが得られると明言されたその修正案が、今度の第八國會に政府が修正されたとして提出された地方稅法には、ここから先も現れておらない。政府は第七國會以來、議會及び一般社会の輿論を反映して、よりよい、一番良い總ての意見をよく酌んで、今回修正意見として出したのだといふことは、總理大臣の議會説明においても明らかにその趣旨を述べておるのであります。して見ますと……と兩院協議會で衆議院を代表した與黨の幹部の提案されたものの点は片鱗も現れておらない。又議會及びその後國民輿論を十分織り込んで最後の案だとして出されたと言われおるが、それも現れておらない。

（その通りと呼ぶ者あり）そこで我々は非常に政府のこうした熱意を疑わざるを得ないのであります。衆議院におきましては、我々民主黨及び社会黨などが強硬なる修正意見を關係方面に陳情いたしましたところ、政府がこれが最後の案だと言つたものが奇妙きてつにも最後に駒が出て来て又修正が認められる、それじや政府がこれが最後の案であるとして強い信念を持つて、強い意氣込みを持つて、第八國會に出された案は最後の案でもなければ

ば最善の案でもない、まだ／＼よりよい案があつたといふことは、政府がもつと努力をすればまだ／＼私は野党の少数の者がこれ程努力して、今回附加価値税が一ヶ年更に延期になつて、固定資産税が僅かでありながら、一六に低下したといふことの努力以上に、絶対多数を持つ自由党が努力すれば、まだ／＼もつとよくなる筈だつたと私は思ふのであります。こうしたことに對する政府の熱意が極めて低劣である。果して良心的であつたかど、私は非常に悲しむのであります。今回我々におきまして、国家経済、国民生活の安定の上に立つた地方自治の確立と、地方財政の確立という角度から、これをよりよく修正いたさんといひました。不幸にしてこれが諸般の事情で成り立ち得なかつたことは残念であります。政府並びに野党がますますこれに熱意と努力をいたしますれば、私はもつとよりよい案が出て來たのではあるまいか、又でさるものにはあるまいかといふことに非常な不満の意を持つのであります。私が不満と稱するゆゑんはここにあらるのであります。

次に将来修正をいたすべき箇所といひました。我々の希望といひました。元來本法案は第七並びに第八國會におきましてそれ／＼熱心に討議されたと思ふのであります。要するに地方財政の歳出予算の掘り下げた適切な検討をせずして、地方財政の總額、需要額を呑み込んで、これを頭からひっくり返してこれを國民に賦課した、千九百億の地方税を賦課したといふことであつて、地方財政の支出面を檢討しておらない。政府は中央地方の

財政経済の一環を税制改革と共に織込んだと言つておるが、地方におきましては、それは減税もいたしませんでした。或いはそれ／＼の財政緊縮の方途もとられておると思ふのであります。が、地方においては放漫だとは申さないが、例えば本年度八百六十八億の歳出予算の増加いたしておる上に、余剰財源と見込まれるものが二百八十五億あるのであります。余剰財源が二百八十五億もあるような余剰のある地方の財政だとは思わないのであります。併しよく検討いたしますと、そう殖やす必要もない科目に地方の財政の歳出予算面において殖えておるものが沢山ある。これらの検討をすべきにとらずして、それを裏返して國民に被せかけた。そうして千九百億に地方税を勘定したといふことに極めて私としては修正すべき根本があると思ふのであります。何故かといふことが起つたかといふことにつきましては、いろいろ議論があると思ひますが、要するに遺憾ながら地方財政の支出面に対する検討、或いはこれらを課税する諸般の資料に誤りがあつたのではないかといふ節が第七、第八國會を通じて散見されるのであります。それから第二点は、政府は中央は減税したから差引そんなに増税はないと言つておりますが、私はこれは大蔵大臣としばしば論争いたしておる点であります。政府は膨大な債務償還をして、或いは見返資金を一般産業資金に、金融面に、産業復興必要資金に自然的に流さない結果、金融梗塞、いわゆるデフレ的傾向が現れて來て、非常な金詰り、不景氣といふことが現れておることは万人認めておるところであります。これ

に對してもより大蔵大臣はそうではないと言つておられます。いずれにいたしましても、一般企業利益、或いは個人所得といふものは膨大な減少を來たしておるのであります。減少を來たしておるのであります。中央は決して減税ではない。こうした結果によつても、國民が、或いは企業体が押さへておるの、それ程減税にはなつて行かない。減税といふ言葉を使つておるが、實際はデフレ、不景氣によつてそれだけ收税ができない羽目に陥つておることなのであります。多少議論はありますが、現在すでに千二百億に近いいわゆる滞納があるだけの部面はよくこれを物語つてをるのであります。こうしたような点におきまして、地方税を増税するといふ、地方税の増税の振當て方が公益主義でないために、いわゆる頭割、軒並み主義であります。ために、いわゆる利得が少い、こうした方面に、頭割、軒並みの課税であります。それから、こうした下況経済下におきましては、深刻なる打撃となつて、而も法人大口企業者に軽くして、個人零細者に重くなつておるといふことは、これは社会党がよく指摘しておるところであります。我々もよくその点を了承するのであります。こうした点が現在の非常に困難な社会世相、社会経済界におきまして果して適切な中央地方の財政、税制を総合化したよ

い税の案だといふ自信のあることが、どの点を押していられるのかどうかにつきましては、相当問題があるものであります。更に第三点といたしましては、或いは農業或いは工業、商業、或いは遊興飲食税、入場税の取れる市町村、或いは取れない市町村、いわゆるこうしたような各自自治体のこの割当と、今度の税種目の收税の目標なり結果といふものと、地方財政の需要を満すべき、総合平衡化を果すべき財政平衡交付金の交付方法につきまして、非常に却つて不均整、不公平が現れて、或る府県におきましては膨大な収入を獲得するところもありますれば、或る府県或る市町村におきましては非常に困難な状態に陥るところがあつて、平衡交付金の潤達自由なその建前の要素を、機動的に發揮しておらないといふことが、非常に地方財政上困惑を來たしておる部面が幾多散見される。又先般我々が調査した結果、明瞭であるのであります。こうした点につきましても政府は当然今回は組み方を變えて出さなければならぬ管に拘わらず、そういう組み方を前のまま踏襲いたしておることは、甚だ遺憾であります。

その外、前國會以來本國會を通じて各種企業、各方面からあれやこれやの沢山な修正点が掘り下げれば下げる程、誠に納得の出来るようなものが沢山あるに拘わらず、殆んどこれらに對して考慮が拂われておらないといふことは、我々が將來こうしたことを先ず基本的に修正して行かなければならないと考える点であります。

こうした見解に基きまして、特に今回の議會には私が前段で申し上げた通り、今回の國會には諸般の事情で取敢えずこの税法は通過せしめなければならぬといふ観点に立つて、尚よりよく修正を國民のためにすべきが望ましいといふことで、我が民主黨におきましては、先ず固定資産及び市町村

かつたわけでありませう。こうした点につきましては、近頃シヤウ博士が来られるのでありますので、我々におきましては、今国会においてはこの法案をこのまま通すことを妥協といたしますが、決してこれを以て満足すべきものでなく、当然前段申上げましたいろいろの事情から大幅の修正をして適当なる地方税法を組立て、そうして健全な地方自治体の運営を図らんとする根本理念と精神的におきまして合理的に合せて行きたい。かように存じておる次第であります。

我が党の主張する点を申上げまして賛意を表する次第であります。(七割反対と呼ぶ者あり)

○堀末治君 私は参議院自由党を代表いたしまして、本地方税法案に対し、賛意を表するものでございます。税法の一般本質的問題につきましては、第七国会における本会議の賛成演説におきましてや具体的に申上げましたので、今回は別な角度から極く簡単に賛成の意見を申述べて見たいと存ずるのであります。

そも、我が国は敗戦による苦しい体験から終戦後速早く新しい憲法の下に民主主義に基いて国政を運営し、文化国家、平和国家を建設する国を確立したものであります。もとより民主政治の確立は、單に政治運営の形式を民主化するに止めてはなりません。政治運営に關する判断と修練が国民の中に深く滲透して参らなければならぬと思ふのであります。従つてこの方針の下に、あらゆる国内諸制度の改革、法律の改正等が行われましたことは敢えて私が申上げるまでもございせん。然るに国民生活にとつて最も緊

要不可欠であるばかりでなく、我が国民主化に最も重要な税制の改革が今日まで取り残されておつたというところは、私共の非常に遺憾とするところであります。殊に今日までの税法は、改めて申上げるまでもなく、昭和十二年、戦争を契機といたしまして、何らの根本的改正を加えられなくて、何らわゆる屋上屋を架し、複雑多岐に亘り且つ非常に不均衡を極めたものでありまして、国民にとつては真に負担に堪え難きまでの重税に相成つておつたのであります。然るに経済九原則第二項に示されました微税強化の方針は、この税法の下に強行せられたのであります。かかるが故にいわゆる税金旋風なる言葉の下に、国民は一層その重税に喘ぎ、微税の強化に對して、微税官吏並びに政府を怨望する声が全国に瀰漫したことはこれ又皆御承知の通りであります。ここに於いて政府はシヤウプ税制使節団の勧告に基いて、これが根本的改革に乘出しましたことは最も妥當な措置であると同時に、当然なされなければならぬかつた措置と思ふのであります。而も改めて申上げるまでもなく、シヤウプ勧告は我が国の国是たる民主主義の徹底を基本方針として、地方税制改革の根本目的を地方自治の強化、その独立財源の確保、中央、地方の機能配分の整序という点に立脚いたしました。量質共に最も優れた而も良心的な労苦の拂われたものであつて、政府はこの勧告を全面的に受け入れて、先ず前国会において、所得税の改正を始め、その他の国税の改正を試み、又この地方税法案の提案と相成つたのであります。本地方税法案に対してはその画期的内容を持つて

おるにも拘わらず、国民の理解が非常に薄く、且つこれに対する政府の努力にも遺憾の点が多かつたのであります。従つて不幸に我が参議院におきましては、前国会において多分に政治的意味合から遂に否決の運命を見たことは、本員の最も遺憾とするところでございませう。もとより頗る革新的且つ創作的の要素を包蔵する本税制法案は尙多分の改革を要すべき諸点のあることは、本員もこれを認めるのであります。が、これはその施行の果敢に徴して官民協力して遂次完成の域に導くべきものであると信ずるのであります。殊に刻下の情勢は、本法案の不成立によつて全国の地方公共団体の財政は非常の混乱に陥つておることは周知の事実であります。而も各地方公共団体の首腦者は本法案の成立を大早の雲霓を望むがごとき思いをなして熱望しておることは、これ又各位の御承知の通りであります。先般本員が院議に基いて秋田並びに宮城両県下を視察した際に調査した事実によりまして明確に立証し得るものであります。殊に今回の法案はその内容につきましても、政府は前国会の論議に徴しても、若干の修正を加え、衆議院においても又民意を汲んで更に修正を加えたのであります。本委員会においてこれらの諸点について先日来熱心に検討せられたことは改めて申上げるまでもございませう。殊に附加価値税のごとき創作的な世界稀に見る附加価値税の施行期間については相當の余裕を置いて、その間一層の研究、修正の余地を残さるるなど、政府がこれらの点についていささか考慮を拂われた点をといたしまして、私は本法案に賛成

の意を表するものでございます。○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言はございせんか。外に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。地方税法案について採決いたします。衆議院から送付して来た修正を含め地方税法案を原案通り可決することに賛成の方の起立をお願いします。(起立者多数)○委員長(岡本愛祐君) 九人、多数でございませう。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の日頭報告については、委員長より結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ありませんか。○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名願ひます。多数意見者署名

堀末治 竹中 七郎
岩澤 忠恭 安井 謙
高橋進太郎 石村 幸作
西郷吉之助 鈴木 直人
岩本 哲夫
○委員長(岡本愛祐君) 尚皆さんにお語りいたします。先程吉川委員長よりこの際、国家警察予備隊その他治安の問題につきまして政府当局より説明を聴

取したいという動議が出ておりますが……○委員(岡本愛祐君) それではさういふことにいたします。五分間休憩いたしまして再開いたします。午後四時四十分休憩
午後五時三十分開会
○委員長(岡本愛祐君) 開会いたします。本日はこの程度で散会いたします。午後五時四十分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀末治君
委員 吉川末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
岩本 哲夫君
石川 清一君
カニエ邦彦君
田中 啓一君
委員外議員 衆議院議員
國務大臣 大藏大臣 池田 勇人君
文部大臣 天野 貞祐君
國務大臣 岡野 清豪君

政府委員

地方自治 政務次官	小野 哲君
地方自治厅长	鈴木 俊一君
地方自治厅长 財政課長	奥野 誠亮君
大蔵省主税局長	平田敬一郎君
地方財政委員 員会委員長	野村 秀雄君
地方財政委員 会事務局長	荻田 保君
文部省初等中 等教育局長	辻田 力君
文部省大学 学術局長	稲田 清助君
農林事務次官	山添 利作君
国家公安委員長	辻 二郎君
国家地方警 察本部次長	溝淵 増己君